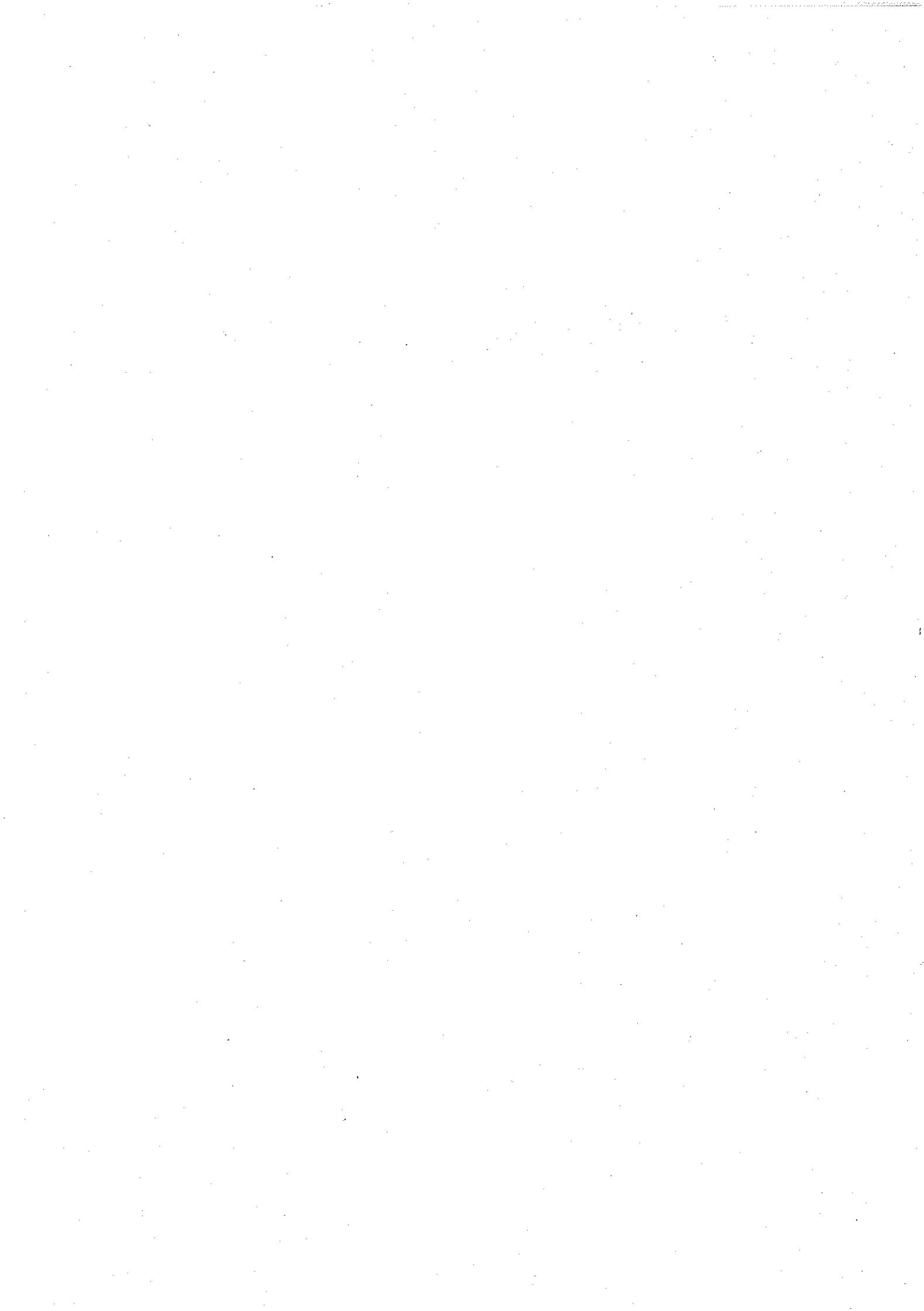


阪神・淡路復興委員会

報 告

平成 7 年 10 月 30 日



序

阪神・淡路復興委員会は、平成7年2月16日に内閣総理大臣より、「阪神・淡路地域の復興のために国が講ずべき施策の基本方針及び基本方針に基づき講ずべき諸施策はいかにあるべきかについて、緊急に阪神・淡路復興委員会の意見を求める」という諮問をいただいた以降、委員、特別顧問全員出席のもと、現地神戸での開催を含め14回に及ぶ委員会の開催並びに2回のヒアリングの実施など精力的に調査審議を行い、これまでに3回の意見及び11の提言を内閣総理大臣に提出し、諮問にお応えをしてきたところである。

本日ここに、意見及び提言をとりまとめ委員会として最終的に報告する。

平成7年10月30日

阪神・淡路復興委員会委員長

下河辺 淳

the first time I have ever seen a Red-tail Hawk in the sky. It was a large bird with a long tail and a white patch on each wing. It was flying over the hill where we were staying. I have never seen one before. I am very happy to see it.

It is a very large bird.

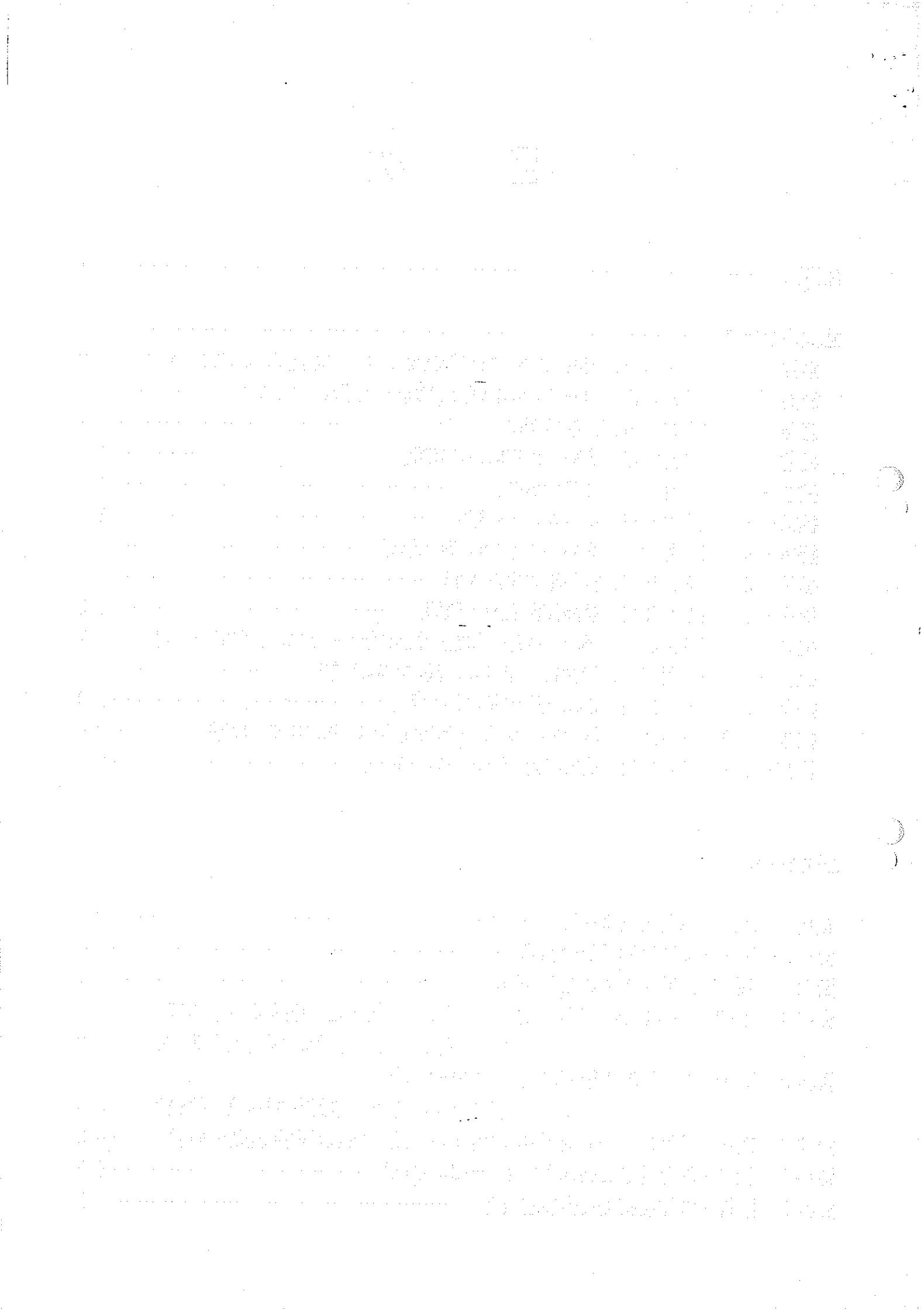
I am very happy to see it.

目 次

諮問文	1
意見及び提言	2
意見 [4月24日、復興に向けて政府の取り組むべき当面の施策について]	2
意見 (2) [7月18日、復興10カ年計画及び復興特別事業について]	5
意見 (3) [9月5日、長期構想について]	7
提言-1 [2月28日、復興10カ年計画の策定]	10
提言-2 [2月28日、住宅の復興]	11
提言-3 [2月28日、がれき等の処理]	12
提言-4 [3月10日、まちづくりの当面の方策]	13
提言-5 [3月10日、神戸港の早期復興]	14
提言-6 [3月23日、経済復興と雇用確保]	15
提言-7 [3月23日、健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行]	17
提言-8 [5月22日、復興10カ年計画の基本的考え方]	18
提言-9 [6月12日、都市復興の基本的考え方]	19
提言-10 [6月19日、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整]	20
提言-11 [10月10日、復興特定事業の選定と実施]	22

(参考資料)

資料1 地震の概要と被害状況	25
資料2 阪神・淡路復興委員会名簿	26
資料3 阪神・淡路復興委員会開催経緯	27
資料4 阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講ずべき施策 （4月28日、阪神・淡路復興対策本部決定）	29
資料5 阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針 （7月28日、阪神・淡路復興対策本部決定）	58
資料6 補正予算等において措置された阪神・淡路大震災等関係経費の概要	63
資料7 阪神・淡路地域復興国際フォーラムの概要	65
資料8 阪神・淡路復興委員会設置規定	75





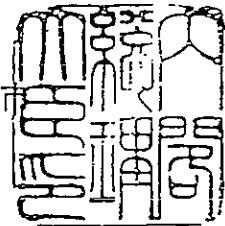
総内第18号

平成7年2月16日

阪神・淡路復興委員会委員長

下河辺 淳 殿

内閣総理大臣 村山 富市



諮問

貴会に下記の事項を諮問します。

記

阪神・淡路地域の復興のために国が講ずべき施策の基本方針及び基本方針に基づき講ずべき諸施策はいかにあるべきかについて、緊急に阪神・淡路復興委員会の意見を求める。

阪神・淡路復興委員会意見

平成7年4月24日

1. 平成7年2月16日第一回の阪神・淡路復興委員会において、総理より諮問を受けました。諮問に答えるため予め阪神・淡路復興委員会においては、阪神・淡路地域の復興に関し、早急に検討すべき事項として、計画策定、住宅の復興、がれき処理、まちづくり、神戸港の復興、経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の7課題（64項目）について、2月28日、3月10日、3月23日の3回に渡り提言をいたしました。

これらの提言について阪神・淡路復興対策本部を中心に政府、地方公共団体において、検討され、4月17日にその成果の説明を受けました。

これら提言に関する、国・県・市・町の取り組みについては、評価できるものと受けとめています。

2. 特に提言の中でも、復興住宅の供給、がれきの除去作業、神戸港の復活の緊急を要する3課題についての対応には、国・県・市・町の協力により、委員会の意向が汲まれたものと考えています。この3課題については、補正予算の中で最重点事項として予算措置をとり、早急に実施されることを期待します。

しかしその成果を高めるために、

(1) 住宅の復興に関しては、復興住宅への入居希望者の登録を早急に行い、登録の結果により、計画の見直しを行うことも必要であると考えます。

また、高齢者福祉サービスとして高齢者の居住環境の整備のためケアハウス等の計画的整備に努めることや、港湾労働者の福祉向上のため住居・福利施設整備等についても措置することが求められています。

(2) がれき処理については、復興の基本に関わるものであり、一刻も早い解決が必要であることを考え、港湾整備事業、区画整理事業、市街地整備事業、復興住宅建設等復興に関する事業の実施にあたり、がれきの除去作業に積極的に取組むことや、がれきのリサイクル処理を進めることが必要であると考えます。なお、がれき処理のためのがれきの運搬については体系的計画的に整理するために交通規制など特段の措置を講ずる必要があると考えます。

(3) 神戸港の港湾施設の整備に関する施設の外貿コンテナー取扱い能力を国際水準を目標として向上させるため、海運業、港運業を活性化し、港湾料金を適正化するとともに、通関、労働条件、特に24時間・休日荷役を行うための人員及び居住場所の確保について措置しなければならないと考えます。この措置により、神戸港の外貿コンテナーの取扱い量が年内に実績の1/2程度にまで回復することを期待します。

また港湾貨物の流通機能を強化するため、内陸交通の復旧との整合性に配慮すること、特に道路の湾岸線は六甲アイランドまで完成することが緊急を要すると考えます。

3. 緊急を要する3課題以外の提言に関しては、既に措置されている項目もありますが、引続き阪神・淡路復興本部を中心に、政府、地方公共団体において充分検討されることを期待しています。

- (1) 特に避難所について神戸市の一帯を除き完全解消するなど、平常時における生活体制への移行については、きめ細かい措置をとるべきであると考えます。
- (2) 経済復興に当たり、企業の空洞化を防止するとともに、国際的な協力を得るために積極的な措置を講ずる必要があると考えます。国際フォーラムの開催は、国際的な協力の道を開くためにも大きな意義があると考えます。
- (3) 7課題(64項目)の中で、復興10カ年計画の作業で、検討される項目もあるので、復興10カ年計画において充分措置されることを期待しています。

4. 委員会としては、今後作成される復興10カ年計画に関する予め若干の提言を行ふとともに、7月には復興10カ年計画に関し、意見を申し上げる予定にしております。

復興10カ年計画の策定にあたっては、通常の一般行政と、阪神・淡路震災対策のための特別の行政と区分を明確なものとして、復興対策の優先課題を明らかにすることが必要となると考えています。

5. 阪神・淡路の震災対策に関する全記録は、今後の大規模地震による災害の発生に対して、極めて有意義なマニュアルを提供することとなるので、政府において、阪神・淡路震災対策の詳細な記録を編纂されることを期待いたします。

6. 以上のか委員から提出された意見については阪神・淡路復興本部事務局に直接説明することといたします。

以上

阪神・淡路復興委員会意見(2)

平成7年7月18日

1. 平成7年4月24日第6回復興委員会において、総理に「阪神・淡路復興委員会意見」を提出いたしました。

この意見を基本として、阪神・淡路復興対策本部は「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策」をとりまとめ、これに基づいて政府は平成7年度補正予算の中で阪神・淡路地域の復旧・復興のために1兆4千293億円の経費を計上しました。平成6年度第2次補正予算1兆223億円を加えると合計2兆4千516億円となります。これらの措置は復興委員会の提言・意見を組み込み、適切かつ迅速に講ぜられたものとして評価しております。

2. 復興委員会は復興10カ年計画の作成に向けて、「復興10カ年計画の基本的考え方」提言8、「都市復興の基本的考え方」提言9、「総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整」提言10の提言を行いました。

これらの提言を受けて、兵庫県および神戸市が復興10カ年計画を策定し、復興委員会は平成7年7月10日その内容の説明を受けました。

3. 兵庫県および神戸市が策定した復興10カ年計画は、地元が主体となり、復興に向けて広範な複雑に交叉する課題に応え、それぞれの地域・地区の特性を活かし、望ましい計画の目標を定め、詳細に、総合的に、具体的に実施すべき施策をまとめたものとなっております。

4. この復興10カ年計画に示された施策は既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のものなど今後の実施に向けての調整を要するものが多く含まれており、住民の意向をただして理解と協力のもとで実施すべきものであるので、それぞれの事業の主体が慎重かつ積極的に順次具体化することが必要であると考えます。この復興のプロセスにおいて、行政と住民のコミュニケーションが重要な課題であり、そのためのシステムを構築しなければならないと考えます。

5. 特に、復興10カ年計画の中から前期5カ年において講ずべき「復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策としての復興特別事業」を明らかにしていく必要があります。復興特別事業を優先順位をつけて選択するために次のような課題が考えられると思います。第1に被災により生じた生活の困難を緩和するために「医・職・住」に関する総合的な対策。第2に復興に伴って発生する自動車交通の激増に対処して総合交通通信体系を見直し、環境に配意した新しいクルマ社会を構築するための総合的な対策。第3に防災性、快適性、利便性を持つ都市の構造的基盤を構成するために、ライフラインの共同施設、緑の回廊等の整備をモデル的、重点的に実施するための総合的な対策。第4に都市復興は文芸復興であるという考え方から、新しい文化的環境を創造するための総合的な対策。第5に産業の復興による雇用の確保と安定のための総合的な対策等です。

6. 復興 10 カ年計画には、当然将来に向けての魅力的な提案が示されています。

これらの提案については、「復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業」として選択し、順次事業を確定することが必要であると考えます。

これらの事業は、日本にとって、アジア太平洋にとって、全世界にとって有意義なものでありたいと願っております。

7. 政府は地元で策定された復興 10 カ年計画を全面的に支援する態度を明らかにするとともに、緊急を要するものから重点的に順次具体的に支援する措置を講ずべきであると考えます。

特に前期 5 カ年において講すべき復興特別事業を選定し、平成 8 年度予算の編成に当たり、積極的な措置を講ずることを期待いたします。

8. 復興 10 カ年計画に列記された全事業に要する経費は、県・市の試算によれば約 17 兆円に達するとのことであります。事業計画が毎年実施決定されるごとに総事業費が確定するものになりますが、復興のためとともに、景気の回復のための経済政策として意味も大きく、思い切った予算措置を行うことを期待いたします。

資金調達には、地方公共団体の財政を考慮に入れ、適切な措置を講ずる必要があると思われます。

9. 復興 10 カ年計画は行政を中心として策定されていますが、復興のために民間・企業の役割が決定的な重要性を持っておりますので、民間・企業の主体的な復興への参加を求め、復興への提言を期待し、民間・企業の復興への投資を確保することが必要であると思います。なお、海外からの民間・企業の投資についても早急に検討することを期待いたします。

更に復興に当たって、ボランタリー活動にも大きな役割があり、N P O ・ N G O による新しい秩序が形成されることを期待したいと考えます。

10. 復興委員会は次に長期ビジョン、復興特定事業に関する提言を行い、意見（3）にまとめて提出する予定しております。

11. 以上のはか委員から提出された意見については、阪神・淡路復興対策本部事務局に直接説明することいたします。

阪神・淡路復興委員会意見(3)

平成7年9月5日

第12回委員会

1. 平成7年7月18日第10回復興委員会において、総理に復興10カ年計画に対する「阪神・淡路復興委員会意見(2)」を提出いたしました。
この意見を基本とし、阪神・淡路復興対策本部は、平成7年7月28日に「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」を決定し、これに基づいて政府は平成8年度予算の編成および経済対策の策定に当っている旨報告を受けました。
復興委員会の意見を組み込み、復興を促進するために、順次適切な措置が講ぜられるものと期待しております。
2. 復興委員会は、阪神・淡路地域の長期ビジョン・復興特定事業等について、兵庫県知事、神戸市長、関係市長・町長より意見・提言を提出していただきました。これらの意見について、平成7年8月28日第11回復興委員会で事務局より説明を受けるとともに、特別顧問、各委員の意見・提言の発言を求め、意見の交換をいたしました。
3. 未だに長期ビジョンを模索する状況でない現実のなかで、長期ビジョンなしでは現状から脱出できないと考え、地元の知事・市長・町長を中心に長期ビジョンの策定が進められております。
政府はこれらの地元が策定する長期ビジョンの実現に向けて支援のための適切な措置を講じることが課題となります。
4. 阪神・淡路地域（被災地10市10町）の復興は単にもとの姿にもどることではありません。当地域の激動する歴史的展開から未来を見つめて、21世紀に向けて、不死鳥・火の鳥のように自らの手で蘇生し、再度復活することであり、「フェニックス」という合い言葉が復興のシンボルイメージとなっております。
5. 阪神・淡路地域の復興の基本的目標は、モザイク状に個性的な都市を配列し、多核ネットワークの型の都市群を創造することあります。
6. 政府は地元と協力して、
 - ・美しい夢のある21世紀世界文化首都関西（近畿圏）の展開の一環として、
 - ・21世紀に向けて展開される大阪ベイエリア構想の一環として、
 - ・新しい国土軸構想のもとに策定される新しい国土計画の中で、阪神・淡路地域の位置づけとその役割を明らかにしなければなりません。

7. 阪神・淡路地域の復興の鍵は産業復興であり、日本経済の停滞と、被災という二重のダメージを受けた企業が再起する途を開かなければなりません。政府による規制緩和・研究開発など所要の支援措置を必要としています。
8. 阪神・淡路地域の復興の基本的課題は文化・教育・医療・健康・福祉・スポーツ・環境に関する21世紀ビジョンに新しい活路を見出すことあります。これらの課題は、産業復興と連動して、新しい経済社会を構築することとなりましょう。
9. これらの課題に関連して、20世紀文明を記念する博物館など文化、科学、教育等の振興の観点からの構想が種々提唱されておりますが、これらについて検討することも大きな意義のあることと考えます。
10. 阪神・淡路地域の復興は、国内外の専門家の提言活動と住民の参加活動を結び、復興の筋道をつくりあげていくことが期待され、これらの活動を支援することは欠かせない課題であると考えます。
11. 阪神・淡路地域についていづれのまちでも取組まねばならない基本的課題が提案されています。
 - ・災害に強いまちづくり
 - ・高齢化社会を迎えて人にやさしいまちづくり
 - ・快適な安心して住めるローコスト住宅で良好な居住環境をつくるまちづくり
 - ・交通通信ネットワークが総合的に整えられたまちづくり
 - ・経済の新たな展開を先導する新しい産業構造を創出するまちづくりこれらの課題については、復興特別事業として地域において早急に結論を得て、実施に移行しなければならないと考えます。
12. 復興のまちづくりにあたっては、ハード（施設）とソフト（営み）の調和すること、各まちの連帯性をネットワーク化することが充分考えられなければならないと同時に人口の増減、経済の発展について、成長管理を考えしていくことが大切であると考えます。なお、住民を主体とするまちづくりを進めるため、住民参加、情報公開、規制緩和、ボランタリー活動、企業の社会貢献などの方式を充実させ、行政と住民のコミュニケーションを円滑にし、まちづくりの点検システムを持つことなどの工夫がいると考えます。

13. 阪神・淡路地域の復興のために、復興特定事業を順次選択し、実施することについては、復興委員会としては次の第13回委員会で提言（11）をまとめ、総理に提出することを予定しております。

復興委員会としては、平成7年9月13日、14日に開催される国際フォーラムでの国内外の知識人・専門家の発言にも注目したいと考えております。

これまでの委員会においては、

- ・上海長江交易プロジェクト構想
- ・神戸東部臨海新都心での世界健康開発センターを中心とするヘルスケアパーク構想
- ・神戸国際マルチメディア文化都市構想、東播磨情報公園都市構想

などに関心をもっておりますが、今回地元から多数の復興特定プロジェクトの提案が提出されましたので、充分優先度の高い、計画として成熟度の高いプロジェクトを選択して、提言としてまとめたいと考えます。

14. 特別顧問、委員並びに知事、市長、町長から提出された意見・提言・提案については、すべて阪神・淡路復興本部事務局に提出することといたします。

提言一 1

緊急対策から応急対策について必要となる復興対策のための計画の策定と実施について提言する。

- 1 復興10カ年計画（1996～2005）を早急に策定すること。
〔第1次計画は1995年7月、第2次計画は1996年7月、第3次計画は1997年7月を目途とする。〕
県・市を中心として、国・県・市・町が協力して策定に当たること。
- 2 緊急対策・応急対策との関連性を重視して、復興計画を策定すること。
計画の策定に当たって学識経験者、住民の意見を尊重すること。
- 3 復興計画は、国・県・市・町・民間のそれぞれが実施する事業を調整して、復興にとって優先度の高い事業を基本として総合的に計画すること。
- 4 政府は復興計画を承認し、実施するための措置を講ずること。
- 5 政府は復興事業予算の透明性及び執行の弾力性を確保するための方策について早急に結論を得ること。
- 6 復興10カ年計画と関連して、住宅等緊急を要する施策について緊急3か年計画を3月を目途に策定し、早急に復興事業の促進を図ること。
- 7 政府の新しい国土計画の立案作業にあわせ、県・市において9月を目途に、阪神淡路地域の2010年の長期ビジョンを策定すること。

提言一 2

被災者の根本的な不安を緩和するため最も緊急を要する住宅の復興について提言する。

- 1 住宅復興総合政策 3ヶ年計画を 3月中を目途に早急に策定すること。
県を中心に、国・県・市・町が協力して策定に当たること。
- 2 「復興住宅」（特別の措置を講じて建設される住宅）3ヶ年 10万戸を建設すること。
- 3 政府は住宅復興総合政策 3ヶ年計画特に復興住宅 3ヶ年 10万戸建設に必要な措置を講ずること。
- 4 復興住宅は小規模でも最小限快適性・利便性・防災性を確保すること。
- 5 低所得の人々・職を失っている人々・高齢な要介護の人々・障害のある人々等の入居条件等について特別の措置を講ずること。
- 6 専門家集団により復興住宅の基準・設計を早急に決定して、工事の効率化・工期の短縮化を図り、徹底的なローコスト化を図ること。
輸入品を含めてさらに高質の資材の低価格調達を行うこと。
- 7 復興住宅建設のための用地取得のため、県・市・町・公団等で手当を急ぎ、民間・住民の協力を得ること。
- 8 復興住宅建設のためのがれき等の除去作業を計画的に推進すること。
- 9 復興住宅の建設に建設業者を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 復興住宅の建設を支援するため、個人・企業から復興住宅義捐金を集めること。

提言一 3

がれき等の除去・倒壊家屋の処理は復興のための基礎的な事業であり、総合的機動的に指揮され、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘るすべての過程を総合的管理するためには提言する。

- 1 がれき等の処理・倒壊家屋の処理については緊急・応急対策として当分の間、解体・収集・中間処理・運搬・処分に亘る全ての過程において、国・県・市町の3者が協力して進められており、作業は軌道に乗ってきてるので一層促進を図ること。
特に港湾の復興において大規模ながれき等の処分のための措置を講ずること。
この際特に住民、利用者等の関係者の理解と協力を得ること。
- 2 がれき等の処理・倒壊家屋の処理は第2期を迎えるとしており、復興のための住宅建設・都市計画事業・港湾整備事業・海岸事業・道路事業・区画整理事業・市街化整備事業・民間の復旧事業、特に商店街の復興・中小企業の再興を促進するため、計画的面的（街区）に除去を進めるための措置を講ずること。
- 3 損壊家屋が引き続き使用できるかどうかについては、専門家による診断を強化すること。
- 4 第2期においては発生地及び仮置場において、鉄・アルミ等と木材とコンクリートとその他に分別するための措置を講じ、また危険物・有毒有害物質は別途安全で適正な処理を行うこと。なお、土地境界等を示す標識を保存すること。
- 5 第2期においてがれき等の処分は単に上記1の事業に止まらず、収集された鉄・アルミについて復興事業の建設資材としてリサイクルすること。収集されたコンクリート等は、破碎処理した上で港湾整備事業・埋め立て事業に資材として活用すること。
収集された木材は燃料・集成材等に活用を図ること。
- 6 第2期において解体・収集・中間処理・運搬・処分等の作業に、失業者に雇用の機会を与えること。
- 7 第2期の活動は総合的計画的に実施し、関係者が適切に対応できるよう統一的指令のもとに行うこと。
- 8 第2期において国は、復興に關連する除去作業（解体、収集、中間処理、運搬、処分、仮置場の設置、積出基地の確保、海面埋立）について引き続き特別の財政措置を講ずること。

提言—4

心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取り組むための当面の方策について提言する。

- 1 地元の人々の理解と協力のもとに、被災市街地復興特別措置法を活用し、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業、住宅地区改良事業、都市防災不燃化促進事業等の都市計画事業を慎重かつ大胆に実施すること。
- 2 土地信託方式、建築協定方式、地主共同組合方式、協働まちづくり方式など多様な方式を活用して地元の人々の協力・話し合いによる地区計画の協定によるまちづくりを進めること。
- 3 まちづくりにあたって、広報紙・ミニコミ紙・新聞・TV・パソコン通信・インターネット等の多様なメディアを活用して地元の人々にまちづくり情報を積極的に提供すること。
- 4 地区計画の策定を支援するための専門家集団の非営利活動を助成する措置を講ずること。
- 5 まちづくりの過程における生活や事業の安定を図るため、仮住宅・仮店舗・仮工場の提供、代替地の確保など、きめ細かな措置を講ずること。
- 6 夏期を迎えるに当たり環境衛生上、被災市街地の生ごみ処理、し尿処理にきめ細かな措置を講ずること。
- 7 まちづくりを円滑に進めるためには、土地の先買取得、跡地利用、放出土地の処理など、土地処分の流動性を得るために措置を講ずること。
- 8 まちづくりを円滑に進めるため、国土調査法による都市型地籍調査の実施について早急に結論を得ること。
- 9 阪神・淡路大震災の復興について広く世界の有識者の提言を求めるための国際フォーラムを開催すること。

提言一 5

阪神淡路地区の経済復興の最優先課題である神戸港の復興について緊急に提言する。

- 1 神戸港の全体の復興計画を立て、これに基づいて優先度の高いものから、順次整備して神戸港の港湾機能回復を早期に達成すること。
- 2 神戸港の復興に時間と費用を要することにより、神戸港の空洞化が懸念されるので、国際コンテナ貨物の取り扱い機能を早急に回復するため、特別整備事業を緊急に実施すること。
- 3 特別整備事業は六甲アイランド沖合に、延長1000mの仮設桟橋埠頭を数ヵ月中に緊急整備することについて、早急に結論を得ること。
- 4 特別整備事業による仮埠頭を活用する海運・港運などの港湾関連産業が機能を確立しうるよう支援措置を講ずること。
- 5 特別整備事業による仮港湾機能を充分活かすために、海上フィーダーと鉄道の利用を併用して円滑な二次輸送体制を整備すること。
同時に沿岸線の六甲アイランドまでの道路整備を早急に完成すること。
- 6 政府は特別整備事業に特段の措置を講ずること。
- 7 がれき等の除去作業と連動して、港湾整備事業・埋め立て事業の資材として計画的に破碎廃棄物の受入れを図ること。
- 8 港湾関係労働者向けの復興住宅を建設すること。
- 9 港湾整備事業の作業に労働力を動員するとともに、失業者に雇用の機会を与えること。
- 10 明治に建設された石積み岸壁で残された施設については、神戸港の文化的遺産として後世に引き継げる措置を講ずること。
- 11 上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び日中経済交流を促進するため、神戸港に河川用船舶による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を想定するなどについて、早急に結論を得ること。

提言－6

構造改革を要する経済復興と復興過程において緊急を要する雇用確保について提言する。

- 1 経済復興にとって、被災企業の事業活動の回帰とこれに伴う雇用の確保が基本的課題である。各企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出、国内外への移転、事業の停止もしくは廃業等、基本方向を明確に把握して、この動向を踏まえて経済復興計画を早急に策定すること。
- 2 各企業、特に中小企業の操業再開、高度化近代化、新分野への進出に対して、きめ細かく多彩な企業支援対策を講ずること。
- 3 事業の停止もしくは廃業、国内外へ移転する企業等の跡地の利用について、相談を受け、経済復興・まちづくりに寄与し得るよう、適切な措置を講ずること。
- 4 新産業、新市場を開拓するための活動を開始しようとする起業家を支援して、経済復興に新しい局面の創出を促進すること。
- 5 医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク、マルチメディアに関連する企業集団、新素材関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、経済復興の戦略的重点分野を選定し、産・官・学の協力により、研究・開発を進め、国際的知識集約型の経済構造を構築すること。
- 6 円高により日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外の企業の被災地への直接投資を受け、日本およびアジアの経済拠点として活動する海外の企業を誘致するため、企業活動環境、居住環境について特段の開放措置を講ずること。
- 7 雇用の安定を図りつつ経済復興を計画的に進めるがその過程で、当面雇用環境は深刻な状況下におかれるので、雇用調整助成金の活用などにより、5万人程度の雇用維持を図るための準備を整えること。
- 8 更に、失業給付の特例支給を活用するなどして、5万人程度に失業給付をするための準備を整えること。
- 9 各種の復興事業の実施にあたり上記の失業給付受給者などの失業者に雇用の機会を提供すること。

- 10 公共職業安定機関の特別相談窓口を活用すること等により雇用の機会を斡旋し、人材の育成・職業訓練を行い、労働力の柔軟な流動性を確保し、労働力需給調整体制の充実を図ること。

提言一 7

健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行について提言する。

- 1 健康・医療・福祉・教育・ライフライン等の社会的生活基盤と、衣食住の個人的生活基盤の全生活分野に亘り、被災直後の異常時における生活体制から、一定の期間（100日を一つの目途として）を経過して、平常時における生活体制への移行を目指すこと。
- 2 高齢者および障害者などの被災者に対する居住・医療・福祉について特別の措置を講ずるとともに、専門家や専門的ボランティアによる介護等の活動を強化すること。高齢者相互のふれあいの場を提供すること。
- 3 被災による恐怖・不安・ストレスなどのこころの痛みに対処して、医療処置・相談窓口の設置・居住地コミュニティーの助け合い・ボランタリー活動による支援など、多様な措置を講ずること。
- 4 市民の被災後の長期に亘る健康支援を行い、心身の健康を管理するとともに、特に栄養の摂取の状態を指導する体制を整備すること。
- 5 被災した病院・診療所等の医療施設の復旧・近代化を図り、早急に医療体制の平常化を図ること。
- 6 要援護者に対して救急医療・在宅医療・保健指導・在宅福祉など福祉・健康・医療の連繋のとれた地域統合援護システムを整備すること。
- 7 道路、交通機関、公共施設・住宅等において段差の解消や手すり、エレベータ、車椅子用トイレの設置などのバリアフリー化を進めること。
- 8 都市における健康問題について研究活動する国際的拠点として、神戸に開設が決まっているWHO・健康開発センター（HDC）を整備すること。
- 9 WHO、健康開発センターの設置にあたり、医療・福祉に関して、市民が親しめる交流拠点をヘルスパークとして、整備することについて、早急に結論を得ること。

提言一 8

復興 10 カ年計画の基本的考え方について提言する。

1. 復興 10 カ年計画は、阪神・淡路被災地域の復興の基本となるものであり、県、市、町、がそれぞれに主体的に実現可能性のあるものとして策定することが、原則であること。
2. 復興 10 カ年計画は、震災の教訓を生かし被災地域の実態と将来ビジョンを基本に、政府が策定中の経済計画等に配慮して策定すること。
3. 策定された復興計画は、国、県、市町の間で調整され、国としても承認しうるものであること。なお、10 カ年計画は、長期的な国、県、市町の財政事情にも充分考慮したものであること。
4. 復興計画の策定にあたって、被災住民の意向を反映し、住民の理解と協力を得られるものであること。
5. 復興計画の前期 5 カ年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけること。
6. 国はこの復興特別事業への取組み方針を明らかにするとともに、その円滑な実施のために特段の措置を講ずること。
7. 復興 10 カ年計画の策定にあたり、長期的視点から 10 カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクトあるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。
8. この復興特定事業の選択と確定は、第 1 次 95 年 7 月、第 2 次 96 年 7 月、第 3 次 97 年に分け、重要度が高く、実施可能性の高いものから順次明らかにすること。
9. 復興特定事業について、国が助成等の支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国としてもその実施にあたり積極的に必要な措置を講ずること。

提言 - 9

復興 10 カ年計画の立案に当って都市復興の基本的考え方について提言する。

1. 提言 4 「心のふれあいとたすけ合いを原点にまちづくりに取組むための当面の方策」
提言 8 「復興 10 カ年計画の基本的考え方」を充分斟酌して都市復興の計画を立案すること。
2. 都市復興の最も基本的課題は市民生活の安心と安全を確保することである。
3. 都市復興は単に被災前に回復するにとどまらず、未来に向けて夢と希望のあるものであること。
4. 都市復興は単に施設整備にとどまらず、都市生活の真の豊かさを求めるものであること。
5. 都市復興は、都市の個性的伝統的特色を活かし、都市の活性化を図るものであること。
6. 震災の経験に学び、都市防災のモデル事業として、ライフライン（生命維持装置）のネットワークを整備すること。
電気、ガス、水道、下水道、電話・通信、消防用水などの整備は、それぞれ大幹線、中幹線、端末線として体系的ネットワークとして整備されるが、中幹線部分は、共同施設として防災幹線道路（国道、県道、市町村道の中から防災のために指定される幹線道路）に集約され、被災に当って壊れにくく、直しやすいものとして整備され、ライフラインが短期間に緊急に容易に復旧しうるよう措置すること。
7. さらに、都市防災のモデル事業として、緑の回廊を整備すること。
森、川、池、水面、緑地・公園、オープンスペース、街路樹、緑の歩道などを体系的にネットワークとして計画し、市街地の防災性を高めること。
8. ライフラインの共同施設と緑の回廊の整備を都市防災軸として整備することに政府は早急に結論を得て、特段の措置を講ずること。
9. 都市防災軸に関連して防災性の高い安全生活街区を設立し、住民を主体として、市民生活の安心と安全の基盤を確立すること。
10. 都市復興のため、前期 5 カ年における緊急かつ必要不可欠な施策として復興特別事業を明らかにすること。
11. 都市復興のため長期的視点から 10 カ年を通じて特に重要とみとめられる復興特定事業を順次明らかにすること。

提言一〇

復興10カ年計画の策定に当たり、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整について提言する。

1. 陸海空にわたる交通機関の連携や道路・海上ネットワーク等の整備により、前期5カ年内にリダンダンシーにも配慮した全体として信頼性の高い交通システムの構築を図ること。
2. 国、県、市、民間等による協議会を設置し、交通需要マネジメント等の必要な対策を実施するための措置を講ずること。措置を講ずるに当たっては、観光・流通機能の早期回復や物流コストの低減を図ること。
3. がれき輸送が、今後回復が予想される一般交通の支障とならないように、道路の有効利用を図ること。このため、新たに仮置場・処分場等における夜間の受入れを実施し、がれきの輸送時間帯の分散を図るとともに、積出基地の能力を増強すること。
4. ポートアイランド等の人工島と内陸部とを結ぶ道路において、交通の過度の集中を回避し、港湾取扱貨物の円滑な輸送を図るため、適正な交通規制を実施するとともに、港湾取扱貨物の輸送時間帯の分散や海上フィーダーによる2次輸送の利用を促進すること。
5. 道路への過度の交通負荷を軽減し、通過交通量の低減に資するため、道路輸送との連携に配慮しつつ、海上輸送・鉄道輸送の利用を促進すること。このため、道路管理者、港湾管理者、フェリー運航会社等による情報ネットワークの構築、フェリーに対する港湾施設の乗降型式と着岸構造の汎用性の向上などにより、トラック等がフェリー等を利用しやすい環境を整備すること。
6. 神戸港の国際競争力を回復し、物流コストの低減を図るため、港湾荷役の24時間体制の恒常化や港湾関係料金の見直しを行うとともに、EDI（電子データ交換）等による物流の情報化を促進すること。
7. 交通規制は、建設事業等の円滑な実施や生鮮食料品等市民生活に密着した物流に配慮するとともに、交通容量と交通需要を勘案しながら、住民の日常的な活動の活発化や円滑な復興が進められるよう通行の優先順位を定め、計画的に実施すること。
8. 通勤や買物などの旅客の円滑な輸送を進めるため、バスターミナル、駅前広場、バス走行環境改善システムの整備等による使いやすい公共交通機関を構築すること。
9. 行政機関が有する海上交通情報、道路の渋滞情報、交通規制情報、交通事故情報、道路工事情報等を一般に公開し、自由な利用を推進すること。

10. 復興に際しては、阪神・淡路地域における情報通信の高度化を総合的に推進することにより、快適で安全な市民生活及び活力ある経済活動の拠点として地域の魅力の向上を図るとともに、世界に向けての情報受発信機能を強化すること。

11. 災害に強いまちづくりに資するため、震災の経験を活かした様々な非常時通信確保対策・耐災害性向上対策を導入し、総合的な情報通信ネットワークインフラを構築するとともに、マルチメディア社会の早期実現に向けた先行的な基盤の整備を促進すること。

12. 行政、教育・文化、医療・福祉、交通、防災等の各分野及び分野間における総合的な情報通信システムや先進的アプリケーションの整備を推進するとともに、パソコン通信・インターネットの活用や地元マスコミとの協力に努めることにより、地域住民等にきめ細かく多彩な情報サービス等を提供していく等住民と行政のコミュニケーションシステムの充実・高度化を図ること。

13. 高齢者等のいわゆる情報弱者にとっての利便性の確保、情報リテラシーの涵養に努めること。

14. 最先端の情報通信機能および情報通信関連の核となる施設を当該地域に集積する等、地域の情報通信の高度化を推進することにより、既存産業の高度化を支援し、マルチメディアをはじめとした情報通信関連産業等新産業・成長産業の創出展開を推進するとともに、国際的レベルでの人材育成や技術開発等に努め、将来にわたって成長が持続できる経済構造を目指した産業の復興を進めること。

このため、官民一体となって、地域のポテンシャルと個性を活かしつつ、東播磨情報公園都市、神戸国際マルチメディア文化都市（KIMEC）構想等の先導的プロジェクトの積極的な推進に努めること。

15. 当該地域と京阪奈等の地域の成長著しい情報通信機能を、高度な情報通信ネットワークで連携させることにより、面的な広がりを持った都市機能の充実を図り、当地域の復興を確実なものとすること。

16. 本格的復興に当たっては、人、物、情報の流れを円滑に保つことが前提になることから、各分野における復興への努力が充分にその力を発揮できるよう、総合的な交通・情報通信の体系的整備と調整を進めるため特段の措置を講ずること。

提言－11

復興特定事業の選定と実施について提言する。

1. 長期的視点から10カ年を通じて復興のために特に重要と認められる戦略的プロジェクト、あるいは復興のシンボルとして相応しい施策・事業を復興特定事業として選択し、その事業を確定すること。（提言8）
2. 復興特定事業については、これまでの構想の段階から、それぞれの事業の主体を明確にし、企画・設計・実施の段階へ進み、主体となる事業体が着実に実施を促進するために、国・県・市・町は必要な措置を講ずること。
3. 企業が一社単独もしくは連合して、特色ある地域社会文化と個性的な企业文化を結合して、阪神・淡路地域の復興に寄与するために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものについて、国・県・市・町は適切な行政上の支援措置を講ずること。
4. 非営利団体・専門性の高いボランタリーグループ等が阪神・淡路地域の復興のために選定した復興特定事業については、申請を受け審査のうえ、貢献度の高いものに、国・県・市・町は必要に応じて適切な助成措置を行うこと。
5. 県・市・町が行う阪神・淡路地域の復興のための復興特定事業については、住民の理解と協力を得て、優先度が高いものから順次選定し実施するものとすること。事業の実施に当り、民間の協力を求め、官・民の協同事業とする場合に協力する民間に対して、適切な措置を講じ、民間の協力を促進すること。
6. 国は、県・市・町の行う復興特定事業について、申請を受け審査の上、国が支援を行うもの、地元が独自に実施するものを明確に区分し、国が支援を行うものについては、優先度が高く計画の熟度の高いものから順次、その実施に当り積極的に必要な措置を講ずること。
国としては特に全国的に効果の高いもの、アジア太平洋・全世界にとって有意義なものであることに留意すること。
復興特定事業の申請と措置については、可能なものから順次速やかに行うものとすること。

7. 阪神・淡路復興委員会としては、各種提案のあった復興特定事業構想の中から、国際フォーラムでの海外の専門家の提言を受けて、下記4つの事業を極めて意義のあるものとして提言する。

8. プロジェクトー1 上海長江交易促進プロジェクト

- ・上海経済圏・長江流域経済圏と阪神経済圏を結び、日中経済交流を促進するため、上海国際金融センターの形成と阪神経済圏の発展を連結するとともに、神戸港に河川専用船による直接交易を図るための港区を設置し、その背後に中国人街を整備する。
- ・このため日中共同でフィジビリティ調査を行い、計画を策定するとともに、専用船の開発のための作業を行うこと。
- ・年内に日中双方が上海市で代表者会議を開催し、共同作業の第一歩とすること。

9. プロジェクトー2 ヘルスケアパークプロジェクト

- ・国際的な健康開発の研究活動の拠点として、国連の世界健康開発センター（WHO、HDC）を設置するとともに、ヘルスケアパークとして、医療・福祉に関して市民が親しめる交流拠点を整備すること。
- ・ヘルスケアパークにおいて高齢化社会での大都市大震災が人間の生命・身体のみならず心に影響を与えたこと（恐怖・不安の後遺症）に関する調査研究活動・治療活動を集約化すること。
- ・ヘルスケアパークの諸活動は西欧と東洋の交流の交叉点としての役割を果たし得るものであること。

10. プロジェクトー3 新産業構造形成プロジェクト

- ・医療・健康・環境に関連する企業集団、情報ネットワーク・マルチメディアに関連する企業集団、消費財関連企業集団、ファッション・デザインに関連する企業集団、集客文化に関連する企業集団などから、産官学の協力により、研究開発を進め世界に開かれた知識集約ネットワーク型の新産業構造の形成を図ること。
- ・日本企業の空洞化が進む中で、逆に海外企業の被災地への直接投資を受け、日本及びアジアの経済拠点として被災地で活動する海外の企業を誘致するために、企業活動環境・居住環境について所要の措置を講ずること。
- ・ことばの壁を超えて、教育・医療・宗教・ショッピング等の豊かな市民生活サービスにより、外国人に住みやすいまちづくりを促進すること。

11. プロジェクト－4 阪神・淡路大震災記念プロジェクト

- ・阪神・淡路大震災を記念して、20世紀文明（産業革命）を超えた新しい21世紀文明（情報革命）の創造を目指して、研究機能・博物館機能・文化活動機能・学習機能・コンベンション機能・情報通信機能などを持つ、世界に開かれた総合的な国際交流拠点を創設すること。
- ・海外との文化学術交流を活発化するとともに、海外からの教授・学生を積極的に受け入れ、国際的な情報の受信地として、情報の発信地として、機能するものとすること。
- ・このプロジェクトを具体化するため、国・県・市・町・民間が協力し、国内外の有識者の協力も得て企画を立て、日本が世界に誇れる阪神・淡路大震災記念事業とすること。

(參 考 資 料)



地震の概要と被害状況

1. 地震の概要(気象庁発表)

- (1) 発生年月日 平成7年1月17日5時46分ころ
- (2) 震源地 淡路島
- (3) 震源の深さ 14km
- (4) 規模 マグニチュード7.2

2. 各地の震度(気象庁発表)

震度6 神戸、洲本

5 京都、彦根、豊岡

4 岐阜、四日市、上野、福井、敦賀、津、和歌山、姫路、舞鶴、大阪、高松、岡山、徳島、津山、多度津、鳥取、福山、高知、境、呉、奈良

3以下は略

(現地調査によって神戸市等阪神地域及び淡路島の北部の一部で震度7判定)

3. 被害状況 ※被害状況については、引き続き調査中である。

区分	単位	被 壊 数	区分	単位	被 壊 数
死 者	人	5,502	公共建物	棟	549
行方不明者	人	2	その他建物	棟	3,126
負傷者	重 傷	1,819	火 災	件	294
	軽 傷	25,029	道 路	箇所	9,403
	調査中	14,679			
	合 計	41,527			
住 家	全 壊	100,282			
	半 壊	108,402			
	一部破損	※185,756			
	合 計	394,440			

※住家一部破損は、一部地域で調査中であり、現時点で判明している数である。

阪神・淡路復興委員会 名簿

	氏名	現職
委員長	しもかわ あき 下河辺 淳	東京海上研究所理事長
	いちばんがせ やすこ 一番ヶ瀬 康子	東洋大学教授、日本女子大学名誉教授
	いとう しげる 伊藤 滋	慶應義塾大学教授、東京大学名誉教授
委員	かいはら としだみ 貝原俊民	兵庫県知事
	かわ かみ てつろう 川上 哲郎	(社)関西経済団体連合会会长
	さかい やまと いち 堺屋太一	作家
	ささ やま がず とし 笹山 幸俊	神戸市長
特別顧問	ごとだ まさ はる 後藤田 正晴	衆議院議員
	ひら いわ がいし 平岩 外四	(社)経済団体連合会名誉会長

阪神・淡路復興委員会 開催経緯

第1回会合（2月16日（木）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・ 訪問
 - ・ 特定課題の選定
- 〔復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕

第2回会合（2月24日（金）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・ 特定課題の選定
- 〔経済復興と雇用確保、神戸港の早期復興、まちづくりの当面の方策〕

第3回会合（2月28日（火）13時～15時30分、於：兵庫県公館）

- ・ 現地での意見交換
 - ・ 提言－1、2、3
- 〔復興10カ年計画の策定、住宅の復興、がれき等の処理〕

第4回会合（3月10日（金）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・ 提言－4、5
- （まちづくりの当面の方策、神戸港の早期復興）
- ・ 特定課題の選定

〔健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕

第5回会合（3月23日（木）9時～11時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・ 提言－6、7

〔経済復興と雇用確保、健康・医療・福祉の社会的サービスの正常化への移行〕

ヒアリング（4月17日（月）15時～17時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・ 7提言に対する取組状況についてヒアリング

第6回会合（4月24日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・ 意見

〔復興に向けて政府の取り組むべき当面の施策について〕

- ・ 特定課題の選定

〔復興10カ年計画の基本的考え方、都市復興の基本的考え方、総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕

第7回会合（5月22日（月）18時～20時、於：総理府特別会議室）

- ・ 「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策」
(4月26日、阪神・淡路復興対策本部決定) 及び平成7年度第1次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
- ・ 提言－8

〔復興10カ年計画の基本的考え方〕

第8回会合（6月12日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・提言 - 9
〔都市復興の基本的考え方〕

第9回会合（6月19日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・提言 - 10
〔総合的な交通・情報通信の体系的整備・調整〕

ヒアリング（7月10日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）

- ・復興10カ年計画についてヒアリング

第10回会合（7月18日（火）11時～13時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）

- ・意見(2)
〔復興10カ年計画及び復興特別事業について〕

第11回会合（8月28日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（7月28日、阪神・淡路復興対策本部決定）について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
- ・被災地の各市長、町長から復興に関する意見の提出を求め、その概要を阪神・淡路復興対策本部事務局より紹介
- ・長期構想、復興特定事業等について意見交換

第12回会合（9月5日（火）13時～15時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・意見(3)
〔長期構想について〕

第13回会合（10月10日（火）12時～14時、於：内閣総理大臣官邸大食堂）

- ・「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」（9月13日～14日、於：神戸市）
及び平成7年度第2次補正予算について阪神・淡路復興対策本部事務局より報告
- ・提言 - 11
〔復興特定事業の選定と実施〕

第14回会合（10月30日（月）18時～20時、於：内閣総理大臣官邸大客間）

- ・阪神・淡路復興委員会総括報告
- ・委員長談話

阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策

平成 7 年 4 月 28 日

阪神・淡路復興対策本部

阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策

阪神・淡路復興対策本部

5,500人を超える犠牲者と甚大な被害をもたらした今回の地震の発生から100日を経過した。今回の震災の被害の甚大さにかんがみ、これまで国は被災地域の一日も早い復旧・復興をめざし、被災者・関係地方公共団体を支援するため、国の果たすべき役割分担を認識し、財政上の措置（国庫補助の特例、地方財政措置の特例、補正予算の編成等）、税制上の措置（税制上の特例措置）、金融措置（政府系金融機関による政策金融の拡充等）、規制緩和（規制緩和のための特例措置）等、国の取りうる政策手段を最大限活用して、所要の16の法律の整備を含む思い切った施策を講じてきたところである。

これまでの応急・復旧施策に加え、今後は、国・県・市町を通じ復興のための本格的な取組が必要となる。

県からは復興計画の基本構想が示され、政府は14日決定した緊急円高・経済対策において、復旧・復興施策を可能な限り盛り込んだ補正予算を編成することとしたところである。また、24日には阪神・淡路復興委員会から復興に向け政府の取り組むべき当面の施策についてご意見をいただいたところである。

このような状況の下で、政府として今後講ずべき施策について検討を重ねてきたが、地震発生以来講じてきた応急・復旧施策を引き続き積極的に推進するとともに、復旧・復興施策についても当面必要となる施策を可能な限り講ずることとし、以下でその内容を示した。

これらの施策については、できるだけ早期の実施を図ることとする。

なお、以下には、今次震災の教訓から必要となった一般的な防災対策のうち、早期に実施を予定しているものについても参考として示している。

また、現在、県・市町は既に発表した基本構想に基づき復興計画の策定作業を進めしており、今後復興に向けての具体的施策が示されてくることとなるが、それらに対応して、国としても必要な施策につき、県・市町と十分連携を図りつつ、復興委員会のご意見もいただきながら検討していくこととする。

目 次

1	被災地における生活の平常化支援	3 2
2	がれき処理	3 4
3	二次災害防止対策	3 4
4	港湾機能の早期回復等	3 7
5	早期インフラ整備	3 8
6	耐震性の向上対策等	4 3
7	住宅対策	4 4
8	市街地の整備等	4 7
9	雇用の維持・失業の防止等	4 8
1 0	保健・医療・福祉の充実	4 9
1 1	文教施設の早期本格復旧等	4 9
1 2	農林水産関係施設の復旧等	5 0
1 3	経済の復興	5 0
1 4	復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策	5 2
1 5	地域の安全と円滑な交通流の確保	5 3
1 6	防災対策	5 3
(参考)		5 5

1 被災地における生活の平常化支援

① 被災地においては、多くの住民の方々が避難所等で不自由な生活を余儀なくされているが、1日も早くこれらの方々の生活が安定するよう、当面の居住場所の確保のための応急対策を推進している。

応急仮設住宅については、3月末までに約3万戸が建設されたところであり、追加約8千戸（2階建て地域型仮設住宅を除く）についても4月末までに供給できるよう最大限努力している。

また、入居者の決定についても迅速に行うこととし、3月末までに約3万戸を決定しており、残りについても4月末までに決定することとしている。

高齢者・障害者向け地域型仮設住宅の建設については、避難所における高齢者等の状況を把握しつつ、必要に応じて適切に対応する。

なお、公営・公団住宅等の空家の活用については、約26,700戸を確保し、約10,900戸（4月24日現在）について入居が決定しており、引き続き円滑な入居の促進を図る。

これらの仮設住宅等への入居に伴い、3月初旬には約900箇所の避難所に約10万人近くが避難していたが、4月25日現在、避難所は約620箇所、避難住民は約4万7千人となった。今後は、避難所の避難住民の意向調査の結果等も参考としながら、避難住民の状況を十分に把握し、応急仮設住宅の設置計画が見直された場合には適切に対応することとし、避難所の早期解消を図るものとする。

② この場合、高齢者や障害者等については、必要に応じて優先的に応急仮設住宅に入居することができるよう適切に対応する。また、手すり等を設置したバリアフリーの高齢者・障害者向けの地域型仮設住宅については、避難所における実態調査等により、個々の健康状況及び生活状況等を把握したうえで入居を決定することとし、従前の居住地に比較的近い地域で、在宅福祉サービス等の支援を受けながら生活することができるよう配慮していく。

さらに、ホームヘルパーの派遣やデイサービス事業、日常生活用具給付等事業等の実施などの在宅福祉サービスを充実していくことにより、応急仮設住宅居住者を含めた要援護者が在宅で自立して生活できるよう積極的に支援していく。

また、高齢者や障害者等の社会的弱者が入居している応急仮設住宅に対する冷暖房設備の設置については、兵庫県からの必要設置戸数等の報告を踏まえ、適切

に対応する。

③ 医療の供給については、避難所の規模に応じ、救護センターの設置（2月上旬には約160ヵ所）や救護班による巡回診療などにより対応してきた。しかし、地域の医療機関の診療機能の回復、避難住民の減少、応急医療から慢性疾患への医療ニーズの移行など被災地域の状況の変化に伴い、救護センター中心の医療体制から既存の診療所を中心とした医療体制への円滑な移行を図ってきたところであり、4月26日現在、1の救護センターを残すところとなった。また、仮設住宅への入居による地域の状況の変化や高齢者等のニーズに対応するために、地域の医療の需給関係をきめ細かに把握した上で、必要に応じて仮設診療所の設置等を行い、医療が十分に供給されるよう配慮していく。また、被災地域の健康管理については、保健婦による巡回健康相談などの継続、住民健康診断の実施等により確保していく。

精神的ケアについては、10保健所に設置した精神科救護所や地元医師会の協力により設置した協力診療所を中心として対応してきたところであるが、今後とも心的外傷後ストレス障害などに対応できるよう県立精神保健センターが中心となり、「こころの健康づくり推進事業」等の活用により、地域における精神保健対策への取り組みを継続していく。

④ その他、食料や飲料水、風呂等の日常生活上の支援については、これまで、全国の水道事業者・水道用水供給事業者、ボランティア、自衛隊等の支援により、対応してきたところであるが、上水道がほぼ100%仮復旧し、休業していた商店等が営業をはじめるなど、地域の環境が平常時の体制に移行するのに伴い、兵庫県知事からの要請を受けて自衛隊の入浴支援等も次第に縮小させ、4月27日に自衛隊の災害派遣活動を終了した。その他の日常生活上の支援についても円滑に地元への移行が行われるよう、地域の復旧状況と応急仮設住宅への入居状況等を把握しながら対応していく。

また、今回の震災により亡くなられたり重度の障害を受けた方に関して、災害弔慰金又は災害障害見舞金を早期に支給するとともに、低利資金を必要とする被災者に、災害援護資金の貸付を実施する。

⑤ 教育活動については、これまで各都道府県教育委員会等に対し、高校入試等の円滑な実施、卒業認定等の弾力的取扱いなどの配慮を要請するとともに、政令の

改正等により平成7年度の兵庫県の教職員定数について特例措置が講じられてきている。

今後、教育活動の早期の平常化に向け、避難所となっている学校等の教育環境の整備や児童等に対する健康相談活動を実施するとともに、経済的困難を生じている学生・生徒等の支援や学校の教育研究活動の復旧への支援などを行う。

- ⑥ 今後、以上の措置を総合的に講ずるとともに、早期に避難所を解消することとし、被災地における生活の平常化を支援するものとする。

2 がれき処理

がれきが復興の支障とならないよう早期にがれき処理を進める必要があることから、以下の促進策を実施する。

- ① 全ての市町において、おおむね、平成7年度中に市街地から仮置場・処分場等への搬出を完了し、遅くとも平成8年度中に焼却・埋立などの最終処分を完了すべく、各般の対策を推進する。
- ② 市街地からのがれきの撤去を円滑に進めるため、必要に応じて仮置場、積出基地を確保するとともに、木くずの減量化を図るため、仮置場に破碎・焼却施設を設置する。
- ③ がれきの処理にあたっては、復興事業の支障とならないよう配慮するとともに、リサイクルに努める。
- ④ 全ての市町において、平成7年度以降の処理計画フロー、月別の実施計画等を盛り込んだ「災害廃棄物処理計画」を作成し、兵庫県において全体処理計画を作成する。
- ⑤ 国、県、神戸市及び阪神6市からなる「倒壊家屋処理推進部会」を新設し、全体処理計画の進行管理を行う。

なお、国は、上記部会における助言、指導のほか、市町、県の災害廃棄物処理計画の円滑な実施に向けて必要な支援を行う。

3 二次災害防止対策

今回の地震により、土砂災害に係る危険箇所等において地盤が不安定化しているほか、多数の造成宅地において住宅の擁壁等にも損壊等が生じており、今後の降雨

等によって、これら不安定化した危険箇所等における二次災害の発生が懸念されている。また、損壊を受けた建築物の解体・撤去に伴うアスベスト・粉塵の発生等が懸念される。そのため、以下により、その防止対策に万全を期することとする。

① 土砂災害危険箇所等に係る対策

ア 二次的な土砂災害に対する警戒避難体制の整備

土砂災害危険箇所を関係住民に周知し、警戒避難体制を早急に確立するとともに、特に今回の地震による被災者の避難場所及び応急仮設住宅に関連して必要なある箇所については、緊急に予警報装置を設置し、出水期において適切に避難誘導が行われるよう、避難訓練等所要の措置を講じる。

イ 二次的な災害に対する観測体制の整備

阪神・淡路地域での災害対策体制の強化を図るため、地震計及び震度計を整備し、地震機動観測を強化するとともに、雨による二次災害を防止・軽減するために雨量観測所を整備・拡充した。これらを維持し、二次災害防止に努める。

ウ 地すべり・がけ崩れの危険箇所

二次災害防止対策が必要とされた34箇所について、地すべり・急傾斜地崩壊対策事業等により、杭工、集水工、法枠アンカー工、擁壁工等や施設災害復旧を行う。

このうち2箇所については、出水期までに工事を完了させるとともに、他の箇所においても、不安定土砂の除去、不安定斜面の整形、落石等防護柵の設置、地下水の除去等の出水に耐え得るための対策等を出水期までに講じる。

エ 土石流危険渓流

緊急対策が必要とされた32渓流について、砂防事業により、砂防ダムの設置、既設砂防ダムの除石、土石流感知装置（ワイヤーセンサー）の設置等を行う。

このうち20箇所については、出水期までに砂防ダム等の工事を完了させるとともに、他の箇所においても、出水期までに可能な限り工事を進め、あわせて警戒避難システムの整備等のソフト対策を講じる。

オ 山腹崩壊箇所

二次災害防止等の対策が必要とされた81箇所について、治山事業等により、治山ダム、防護柵の設置や法枠アンカー工等を実施する。

このうち4箇所については、出水期までに工事を完了させるとともに、その

他の箇所においても、人家等に近接した区域については、出水期までに必要な工事を完了させる。

カ 河川等に対する対策

出水期、台風期までに被災した堤防、護岸についてシート張工、土のう積工、鋼矢板による仮締切工事等の応急復旧を完了させるとともに、本復旧工事についても可能な限り実施し、二次災害の防止に万全を期する。

キ 土砂災害危険箇所に係る応急措置等の実施

既に、必要な箇所には、ビニールシートの敷設、土留工、仮設落石防護柵の設置等の応急措置等を実施済みであるが、さらに、異常の認められた箇所については必要に応じて応急・恒久対策を講じる。

② 被災宅地に係る対策

以下の対策を実施するとともに、①の地すべり・急傾斜地崩壊対策事業等による基盤対策を推進する。

ア 住宅金融公庫融資等の活用による被災宅地の復旧

個々の被災宅地の復旧については、個人財産でもあり、一般的には、先般、創設した住宅金融公庫の「災害復興宅地融資制度」等の低利融資の活用により、宅地所有者自身による復旧を積極的に支援する。

イ 公共事業による擁壁等の復旧

放置すれば次期降雨等により被害が拡大し、所有者以外の第三者に被害が及ぶおそれのある擁壁等のうち一定の要件を満たすものについて、今回の震災に係る特例措置として、新たに災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業により、県が復旧事業を実施する。

また、道路等の公共土木施設に隣接する被災擁壁等を復旧しなければ道路等の安全性が確保されない場合には、道路管理者等が、当該被災擁壁等を道路区域等に含め、公共土木施設災害復旧事業により対処する。

これらの公共事業の実施に際しては、出水期を考慮して応急措置等に配慮する。

ウ 出水期に向けた応急措置の実施

公共事業によっては措置できない宅地については、上記アにより宅地所有者自身による復旧を促していくものであるが、出水期に向けて当面の危険を防止

するため、所要の箇所については、市において、土のう、シート張りや、ネット工、仮排水工等の応急措置を実施する。

③ 工場・事業場からの有害物質の漏出等に係る二次汚染防止対策の推進

被災を受けた工場・事業場からの有害物質の漏出、損壊を受けた建築物の解体・撤去に伴うアスベスト・粉塵の発生、廃木材等の処理に伴う大気汚染等による大気、水質等の環境汚染を防止するため、環境モニタリングを実施するとともに、適切な環境保全対策の徹底を図る。

4 港湾機能の早期回復等

港湾については、地震により神戸港や尼崎西宮芦屋港等において壊滅的な被害を受けた。特に、神戸港はわが国の国際海上コンテナの約3割、外国貿易額の約1割を担う外国貿易の重要拠点であることから、輸出入をはじめとする物流等の経済活動や国民生活に深刻な打撃を与えていた。これらの被害に対応し、わが国の経済活動、国民生活や被災地域の復興を図るために、神戸港をはじめとする港湾の早期復旧を図る。

公共港湾施設については災害復旧事業等を適用するとともに、従来災害復旧費の国庫補助対象には含まれていなかった神戸港埠頭公社の維持管理するコンテナ埠頭等については新たに国庫補助の対象にするなど財政支援措置を講じた。これらの措置により、早期復旧に努めた結果、現在までに、貨物用93バース、旅客用14バースが暫定的に利用可能となっている。

今後とも、被災地域の経済活動、市民生活の復興のためには港湾機能の早期復旧が不可欠であることから、公共港湾施設等への災害復旧事業等及び神戸港埠頭公社等への災害復旧費補助等の財政支援措置を引き続き講じ、おおむね2年を目途に下記のとおり港湾機能の回復を図る。特に、神戸港のわが国における重要性にかんがみ、外国貿易用の施設の早期復旧を図る。

平成7年6月末 コンテナ埠頭21バースのうち、8バースを暫定供用

平成7年9月末 フェリー埠頭7バースのうち、2バースを本格供用

平成7年10月末 仮設棧橋によるコンテナ埠頭2バースの供用

平成8年3月末 コンテナ埠頭 おおむね3分の1を本格供用

一般岸壁 おおむね5割を本格供用

フェリー埠頭 新たに3バースを本格供用

平成8年度中 すべての港湾機能を回復

一方、市街地と人工島を結ぶ連絡道や新交通システムなどの交通施設は、阪神高速5号湾岸線等の復旧とともに港湾機能の回復のために重要であり、その早期復旧を図る。

平成7年8月下旬 六甲ライナー全面復旧

ポートライナー全面復旧

平成8年8月末 神戸大橋、六甲大橋を含むハーバーハイウェイ全面復旧

さらに、神戸港が果たしてきたアジア地域のハブ機能が被災をきっかけに急激に低下することにより、近畿圏ひいては日本の港湾の国際競争力の低下等が懸念されるため、リダンダンシーの確保に配慮するとともに、民間の荷役業務の24時間化に伴う輸出入関連業務の体制整備、高規格な外国貿易用ターミナルの整備等により、国際物流拠点機能の強化を図る。

また、港湾事業の実施にあたり、埋立資材としてがれきの受け入れを推進する。

なお、市民の生命・財産を守る防潮壁などの海岸保全施設については、早急に復旧を図るとともに、神戸港などで被災した民間の港湾施設等の復旧に対する支援を推進する。

5 早期インフラ整備

社会生活や企業活動の基盤となるインフラや公共・公益施設の整備については災害発生直後より政府としては防災性に配慮しつつ計画的かつ早期の復旧・整備を図ってきたところであるが、今後も引き続きできるだけ早期の復旧に努めるとともに、わが国の経済活動、国民生活や被災地域の復興を図るため、インフラ整備の促進を図ることとする。

(1) 鉄道

鉄道については、地震により新幹線をはじめ、JR東海道線、阪神電鉄等、638kmの区間にわたり不通となり、旅客、貨物輸送に大きな被害が出た。特に、阪神間を結ぶJR東海道線、阪神電鉄本線、阪急電鉄神戸線が3線とも不通となり、通勤通学等に大きな支障となった。このため、鉄道事業者に対し鉄道軌道整備法に基づく災害復旧事業費補助や日本開発銀行からの災害復旧融資等の支援措

置を講じ、早期復旧に努めたところ、東海道山陽新幹線やＪＲ在来線が全面復旧するなど、4月18日現在までに不通区間は30kmになっている。

引き続き復旧事業の促進を図り、地下鉄や阪神電鉄、阪急電鉄等の阪神間のすべての鉄道について9月頃までに順次運転を再開することを目標とする。

(2) 道路

道路については、地震により、中国縦貫自動車道、名神高速道路、阪神高速道路、直轄国道等の広域的ネットワークから地域内の生活道路まで、広範かつ重大な被害を受け、地域の復旧活動、救援活動等に大きな影響を与えた。このため、災害復旧事業等により早急な復旧に努め、現在までに、一部区間を除き順次交通を確保した。

しかし、現在、阪神地域の東西方向の交通について渋滞が激しく、今後復興が進むにつれて増大する交通需要に対応できない状況にあり、また、港湾へのアクセス道路やがれき処理を進めるためにも、関連する道路の整備が急務となっている。なかでも、阪神高速3号神戸線、5号湾岸線は地域の重要幹線道路であり、被災地域の経済活動、市民生活の復興を図るために、早期復旧が不可欠であることから、以下のとおり供用を図ることを目標として事業を進めている。

平成7年10月頃　阪神高速5号湾岸線（魚崎浜～六甲アイランド北）

平成8年内　　阪神高速3号神戸線（兵庫県内）全線供用

（うち摩耶から京橋までは平成7年度末）

また、今回の震災では、幹線道路ネットワークが寸断されたため、被災地域のみならず、東、西日本間の人流、物流に大きな影響が出た。

このため、急増している中国縦貫自動車道の負荷を軽減し、被災地域の迂回路となる高規格幹線道路をはじめとする広域的な幹線道路ネットワークを整備するほか、阪神・淡路地域において、自動車専用道路、一般道路からなるリダンダンシーのある幹線道路ネットワークの緊急整備を図り、被災地域の復興、市民生活の迅速な健全化の一層の推進を図る。

(3) 河川等

直轄管理河川については、淀川等4河川の堤防や護岸等に32箇所の被害があった。また、府県・市町管理河川については、淀川水系中島川、神崎川、武庫川等において堤防の沈下、亀裂等の被害が生じた。これら、地震により堤防・護岸等

に被害を生じた河川、海岸、砂防設備については、出水期・台風期までに必要な応急工事を実施するとともに、本復旧工事を早急に実施し、市民生活の安全を確保する。

この中で、淀川左岸大阪市此花区西島地先では、ゼロメートル地帯の河川堤防が延長1.8kmにわたり大きく沈下するなど、浸水が生じた場合は避難も救助も極めて困難な地帯で堤防が被災した。このため、被災前の高さまでの緊急盛土を実施し、仮締切堤を今年の出水期までに完了すべく鋭意施工中である。

これらを含め、ゼロメートル地帯等の河川等については、平成8年度末までに、災害復旧と併せて堤防等の安全性の向上を図るとともに、スーパー堤防の整備等を進める。

土砂災害については、西宮市の仁川百合野町における地すべりにより死者34名の被害が生じるなどの大きな災害が生じた。また、斜面崩壊等も多発し、人家、公共施設等に被害をもたらした。これらの土砂災害が生じた箇所に対しては、必要な応急措置を講じるとともに、災害関連緊急事業（砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策）等により緊急的に対策を講じ、復旧等に努めている。

地震により崩壊が多発したり山体が緩んだ地域において、地震による流出土砂量の増加に伴う安全性の低下に対応して、平成8年度末までに二次災害の発生に対応できる砂防設備の整備を完了するとともに、市街地河川の改修等を実施する。

また、地震の影響により、放置すれば降雨等により二次災害の危険性が高い箇所において、平成8年度末までに、急傾斜地崩壊対策等を実施する。

さらに、亀裂が生じるなど二次災害の危険性の高い山地について、治山事業等を実施する。

(4) 電力、ガスの復旧

電力については、地震により、約100万戸（地震直後には一時的に260万戸）が停電したが、1月23日15時に関西電力(株)管内全域で応急送電の体制が整い、停電が解消している。

都市ガスについては、大阪ガス(株)管内で86万戸で供給が停止し、大阪ガス(株)は、他の事業者からの応援を含め、最大時約9,700名で復旧にあたり、早期復旧に全力を傾注した結果、4月11日にがれきの堆積等により導管の復旧作業に取りかかれない一部の需要家を除き復旧が完了した。なお、LPGガス（1月31日復旧）及

び中小都市ガスについては、既に復旧している。

今後、更に送配電線の整備、導管の入替え等の投資が必要となるところ、引き続き、日本開発銀行の災害復旧融資制度による支援等を行う。

(5) 水道

水道については、地震により兵庫県、大阪府等の9府県68市町村の水道事業及び3水道用水供給事業の水道施設が被災、約123万戸が断水し、社会・経済活動に大きな影響を与えた。このため、被災水道事業者は、全国43都道府県の209水道事業者・水道用水供給事業者から、延べ約1万8千人・日の応援を得て仮復旧にあたり、2月末をもって漏水箇所の仮補修や仮設配管等により当面の仮復旧がほぼ終了した。

しかしながら、仮復旧段階では漏水箇所の発見や補修が十分ではなく、依然として漏水率が高い状況にある。一方、平成7年度には、平成6年度に引き続き渴水が予想されていることもあり、水道水の安定的な供給を確保するためには、引き続き漏水箇所の発見と応急的な補修に努めるとともに、早期に本格復旧を行うことが不可欠である。

このため、耐震性の向上を図りつつ行われる水道の本格復旧作業に対して必要な技術的・財政的支援措置を講じ、神戸市等の特に被害が甚大な水道を除き、平成8年度中の本格復旧完了を図ることを目標とする。

また、簡易水道施設、水道広域化施設等の水道施設整備事業について必要に応じて適切な指導・支援を行う。

(6) 工業用水道

工業用水道については、神戸市、西宮市等を中心にして3府県8事業において被害が発生し、最大時で251社の受水企業が断水となった。復旧作業が鋭意行われた結果、4月10日午後に神戸市が復旧したことにより、被災した全ての工業用水道が復旧した。

(7) 都市施設

下水道については、処理機能に被害を生じた8処理場のうち、7処理場は仮配管、ポンプ分解清掃等の応急措置によって高級処理が可能になり、被害の大きい神戸市東灘処理場においても、沈殿、塩素処理等の簡易処理を実施した。

管渠については土砂の除去、バイパス管を設けるなどの応急的措置を行い、当

面の流下機能を確保したところである。今後、東灘処理場を5月1日を目途に高級処理を再開させることにより、下水道の仮復旧を完了させるとともに、街路、公園、下水道等都市機能の復旧に不可欠な諸施設について、早急な本格復旧を図る。

また、都市の諸活動の回復を支え、防災性の強化を図るために、街路、公園、下水処理場・ポンプ場等の都市施設について、災害時の代替性や避難地、避難路の確保等のためのネットワーク化を推進する。

(8) 情報通信等

① 電気通信

地震発生直後、交換設備等の障害により、30万を超える電話等に障害が発生し、被災者の連絡、復旧作業の連絡等に多大な影響を及ぼした。

このような中、電気通信事業者においては、被災地域における通信機能の速やかな回復のために、最大限の努力を払い、日本電信電話㈱では、1月末までに家屋の倒壊によるものを除くすべての電話回線が復旧している。このほか、国としても、災害対策用移動通信機器等を配備した。

また、日本開発銀行に災害復旧融資制度を創設し、第一種電気通信事業者の電気通信設備の復旧に対し、重点的に復旧支援を図った。

今後、未だ復旧していない施設について早急な復旧を図るとともに、今回の震災において電話等が寸断された状況にかんがみ、情報通信基盤の耐災害性の向上や災害時における通信の確保対策の充実に取り組む。

② 放送

演奏所等の社屋の損壊、停電による停波等の被害があり、停電による停波については1月19日までに復旧したものの、社屋が損壊した放送事業者は、現在も仮演奏所を使用して放送を行っている。また、CATV施設の中には、家屋の倒壊やケーブル断による放送不能地域がなお相当程度残されており、社会インフラとして早期の復旧を図るため、日本開発銀行に災害復旧融資制度を創設し、早期復旧の支援を図ってきた。

今後、一部のCATV等未だ復旧していない施設の早急な復旧を図り、安定した放送の確保を図るとともに、放送事業者の社屋等の放送施設の復旧・整備を支援する。また、放送不感地帯の解消を促進し、多様な情報伝達手段の確保

に努めるとともに、災害対策ガイドラインの策定を促進し、放送システムの耐震性の向上等を図る。

③ 郵政事業

郵便局舎の被害及び交通路の遮断等により、郵便局257局において業務が不能となった。このため、代替施設の確保、職員の応援等により、救助用無料郵便物の区分・配達等を含む業務の早期復旧に全力を傾注し、その結果、1月中に配達業務はすべて回復した。しかし、郵便局舎の倒壊等の被害も多いことから、今後、未だに業務を開始できない郵便局の早期復旧を図るとともに、被災局舎の建築・修繕等に取り組む。

④ まちづくりの一環として及び経済の復興のための情報通信基盤の整備等

災害からの復興のための事業に必要な無線通信機器（高精度衛星測位システム等）やまちづくり情報を地元住民に伝達するためのCATV、コミュニティ放送局等の整備を推進する。

以上のほか、都市基盤整備の一環として、また、被災住民の生活の安定及び地場産業や基幹産業の復興等のため、光ファイバ網等の情報通信基盤の整備を進めるほか、情報通信関連産業等の導入・育成を推進する。

6 耐震性の向上対策等

① 被災構造物の復旧等

ア 建築物や土木構造物等の構造物は、関東大震災を契機に耐震設計を取り入れ、その後、新潟地震、宮城県沖地震等の経験を活かしながら耐震性の向上に努め、近年、地震による被害が軽減されてきたところである。しかし、これらの構造物は、今回の地震により、関東大震災以来、最大の被害を受けた。今回の震災を謙虚に受けとめ、得られた知見を活かして、耐震性の向上を着実に図ることが関係者の責務である。

イ よって、地震発生後、直ちに学識経験者等による技術検討委員会等を設置し各施設毎に今後の設計への反映のために必要な検討を実施してきており、主な土木構造物については、3月末までに、今回の地震にも耐えられることを目標とした復旧のための仕様等を決定し、被災施設の復旧等を進めてきている。今後、引き続き、平成7年度の早い時期を目途に、地域の復興に向けて当面必要

な検討を行う。さらに、設計基準の見直しを含めた検討を進める予定であり、その検討結果を踏まえ、施設の特性に応じ適切な措置を講じる。

ウ 被災建築物の復旧に際しては、現行基準の適用を基本とするが、特定の階や平面計画において弱点が生じないようバランスを考慮し、余裕のある設計を心がけるよう推奨している。また、今後とも被災建築物の詳細分析、地震動入力の検討等を一層進める。

② 既存構造物の点検・補強等

ア 公共・公益施設については、耐震点検等により、必要な橋梁、河川、砂防設備、官庁施設等の補強を実施する。

また、二次的な土砂災害の防止のため、斜面の危険度の点検を行う体制の整備を図る。

イ 既存建築物については、耐震診断、改修等の促進により、耐震性の向上を図る。特に、比較的古い木造住宅が高密度に立地する区域等を重点的に耐震診断を誘導すべき区域として設定し、木造住宅の耐震改修を促進するとともに、密集住宅市街地整備促進事業等の活用により、防災性の高い共同住宅等への建替等を促進する。

また、地震後の被災建築物の応急的危険度判定を行う建築技術者の養成・登録を行い、判定体制の整備を図る。

③ 消防水利等の強化

災害時における消火活動、生活用水の確保に供するため、耐震性貯水槽を増設するとともに、河川、海水、下水処理水、雨水等多様な水源を利用できる施設を整備する。

7 住宅対策

① 公的賃貸住宅等の早期・大量供給

阪神・淡路大震災による甚大な住宅被害に対応し、被災者の根本的な不安を緩和するため、公的賃貸住宅等の大量かつ早期の供給を強力に支援する。

ア 住宅復興3ヵ年計画の策定支援

公的賃貸住宅等を大量かつ早期に供給すること等を内容とする、兵庫県の

「ひょうご住宅復興3ヵ年計画」、神戸市の「神戸市震災復興住宅整備緊急3

か年計画」の早期策定及びその円滑な実施を強力に支援する。

(兵庫県計画(案)の概要)

平成7～9年度の3ヵ年に、125,000戸（既着工分15,000戸、新規建設分110,000戸）の住宅を供給。

(新規建設分110,000戸の内訳)

○災害復興公営住宅等 24,000戸

　災害復興公営住宅 18,000戸……公営住宅等の活用

　再開発系住宅 6,000戸……住宅市街地総合整備事業等の活用

○災害復興準公営住宅 18,000戸……特定優良賃貸住宅の活用

○公団・公社住宅 22,000戸

○民間住宅 46,000戸……住宅金融公庫融資等の活用

　うち街づくり系住宅 13,000戸……再開発事業等により建設費助成を行なう住宅

◎公的供給住宅の総計 77,000戸

イ 災害復興住宅制度の整備

自力では住宅の再建・取得が困難な被災者や、今後の復興に向けたまちづくりに関連して多数の移転者が生ずる状況に対応するため、公営住宅・特定優良賃貸住宅・公団住宅等の制度の活用により、公的賃貸住宅を大量に供給するとともに、被災者等に対する公的賃貸住宅の収入制限の撤廃等特例の適用、入居申込みの一元的受け付け・登録、高齢者・障害者等に対する優先的入居等困難度に基づいた入居者選定、所得に応じた家賃の設定等を行う「災害復興住宅制度」を整備する。

ウ 迅速かつ低廉な住宅建設の促進

公的賃貸住宅等の迅速かつ低廉な供給を実現するため、公共団体、公団・公社、関係民間団体等の専門家を結集し、共通の標準設計、部品の規格化、建築資材の一括調達等の住宅建設コストの低減策を総合的に実施する。

建設に当たっては、耐震、防火、省エネルギー等の基本的な性能を備えるとともに、間取りの可変性や2戸1改造の可能性を残した設計とすること等により、快適性、利便性、防災性に配慮した恒久的な住宅の質の確保を図る。

また、住宅市街地総合整備事業等を活用して、工場跡地利用等による住宅建

設用地の先行的確保を図る。

エ 高齢者・障害者等に配慮した住宅整備

段差の解消や手すりの設置等、住宅のバリアフリー化を進めるとともに、住宅と福祉サービスや福祉施設との適切な連携を図る等、高齢者・障害者等に配慮した住宅整備を進める。

また、ケアハウスの積極的な整備に努める。

② 個人の自力による住宅の再建等の支援

個人の自力による住宅の再建・取得を強力に支援するため、住宅金融公庫の災害復興住宅貸付制度について貸付け限度額の大幅引き上げ、据置・償還期間の延長、被災高齢者の住宅を子が再建するための親孝行ローン制度の導入等や年金福祉事業団及び雇用促進事業団における同様の制度の導入等を行うとともに、公庫、年金福祉事業団及び雇用促進事業団の既往貸付者に対する救済措置も大幅に拡充したところであり、今後、これらの制度の積極的活用を図るとともに、建築制限がある場合の受付期間の延長を行う。

また、公庫融資に加え、返済の初期負担軽減を図るための被災住宅再建対策事業を積極的に推進する。

③ マンション建替の促進

住宅金融公庫融資、優良建築物等整備事業等を積極的に活用するとともに、防災性が向上するなど質の高いマンション建替を誘導するため、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社の建替事業への参加により、建替の促進を図る。

また、総合設計制度を併せて積極的に活用することにより、容積率割増の弾力的取り扱いを行い、建替の円滑化を図る。

④ まちづくりと連携した住宅の整備及び輸入住宅等によるモデル団地の整備

地元の人々の協力・話し合いによるまちづくりを誘導するため、優良建築物等整備事業等の積極的活用により、住宅・店舗等建設の協調化・共同化を支援する。

また、輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の公的事業主体等による建設等を積極的に支援する。

⑤ 総合住宅相談所の設置

被災者の方々の各種の住宅相談にきめ細かく対応するための相談窓口として、

「兵庫県総合住宅相談所」の設置を支援する。

8 市街地の整備等

① 面的整備事業の推進

被災市街地において、面的な市街地の復興と必要な都市基盤の整備を行い、あわせて住宅・宅地の供給を推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の各種の面的整備事業を必要に応じ組み合わせながら、「被災市街地復興特別措置法」、震災復興事業用地の先行取得制度等を活用して積極的に推進し、防災性の高い都市づくりを進める。またあわせて、既存の市街地における防災性の向上を図るため、各事業を推進する。

ア 土地区画整理事業の推進

被災市街地の速やかな復興を図るとともに、防災性に優れた市街地の整備を推進し、被災者に対する住宅・宅地供給を行うため、土地区画整理事業を積極的に推進する。

イ 市街地再開発事業の推進

被災市街地の速やかな復興及び防災性に優れた市街地の整備を緊急に推進するとともに、被災者の生活再建に資する住宅等の供給を行うため、施行者の費用負担の軽減等に配意しつつ、市街地再開発事業を積極的に推進する。

ウ 住宅地区改良事業等による被災住宅等密集地区的整備

被災住宅等が密集する地区において、被災住宅等の除去、公共施設等の整備、住宅の建設等を行う住宅地区改良事業及び密集住宅市街地整備促進事業を積極的に推進し、防災性の高い健全な住宅市街地の整備を進める。

エ 住宅市街地総合整備事業の推進

被災者等に対する公的住宅の確保及び民間による住宅供給の誘導等を図るとともに、公共施設の整備に併せ、一体的・総合的に良好な住宅市街地の整備・復興を行う住宅市街地総合整備事業を積極的に活用し、防災性が高く快適な住宅及び住宅街区の整備を先行的に行う。

なお、上記各事業の中で、必要に応じ、早期の仮住居、仮店舗等の建設・提供を行うとともに、これらの事業の進捗に合わせ、がれき処理を推進する。

また、面的整備事業による整備以外にも、街路、公園、下水道等の整備事業の一体的、総合的な実施により、必要な都市施設を備えた市街地の整備を推進する。

② 被災者に対する住宅供給を緊急に進めるための都市基盤整備

被災地周辺において土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅アクセス道路等の関連する公共施設の整備等を緊急に推進し、被災者に対する住宅宅地を供給する。

③ 復興まちづくりにおける住民参加

被災市街地において、地域における復興のためのまちづくり活動を推進するため、街並み・まちづくり総合支援事業等を活用して、専門家派遣等による住民が参加するまちづくり活動を支援するとともに、地区計画、建築協定等を活用し、住民による環境の優れた良好な市街地形成を誘導する。

④ 都市型地籍調査の推進

被災地において、測量の効率化、地籍の明確化を通じ、新しいまちづくりを円滑に進めるため、都市部地籍調査促進事業を進めるなど、被災市町の意向を踏まえつつ必要な対策を講ずる。

9 雇用の維持・失業の防止等

被災地の復興の過程において、雇用の維持及び失業の防止は緊急を要する課題であり、このため、以下の施策を積極的に実施する。

① 雇用の維持・失業の防止

ア 雇用調整助成金の活用

雇用調整助成金により雇用を維持すべき労働者の数は、当面5万人程度の水準で推移することが見込まれるが、引き続き本制度を最大限活用することにより、事業主の雇用維持努力を支援する。

イ 失業給付の活用

震災に伴う失業給付の受給者の数は、特例支給を含め、最大5万人程度に達することが見込まれるが、これらの者の生活の保障を図るため、引き続き失業給付の円滑な支給を行うとともに再就職の促進に最大限の努力を払う。

ウ 新卒者の就職の支援等

新卒内定者を雇用安定事業等の対象とする特例規定の活用により、内定取消しの防止と新卒者の雇用の安定を図る。また、内定取消し未就職卒業者等については、訓練手当等の支給により就職促進を図る。

② 被災失業者の雇用促進

「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」の円滑な施行を通じて、復興関連の公共事業における被災失業者の雇用の場の確保を図るほか、被災失業者について公共職業訓練の活用、全国の公共職業安定機関を通じての広域求職活動の支援等も図りながら再就職を促進する。

③ 復興事業関係労働力の養成・確保

復興事業に関連する労働需要の動向に即した広域的な労働需給調整及び職業訓練を機動的に実施する。

10 保健・医療・福祉の充実

① 保健・医療

被災した医療施設については、新設・拡充された災害復旧助成制度、医療施設近代化施設整備事業及び社会福祉・医療事業団等の低利融資制度の活用等により、その速やかな復旧を図る。

また、応急仮設住宅の入居者はじめ住民の保健医療対策については、精神保健も含め、県・市町の実施する事業について支援する。

② 福祉

被災した社会福祉施設については、拡充された災害復旧助成制度により、その速やかな復旧を図る。

また、緊急措置で施設に受け入れた高齢者、障害者等については、家庭への復帰を図るとともに、復帰できない者の施設での受入体制の整備を図る。

在宅で介護等を必要とする高齢者等については、ホームヘルパーの増員養成措置を講じつつ、ホームヘルプサービスなどの在宅サービスを提供していく。

11 文教施設の早期本格復旧等

① 文教施設、重要文化財等の本格復旧等

これまで、被災した学校施設3,883施設、社会教育・体育・文化施設493施設、重要文化財等173件などのうち、応急仮設校舎の建設等、当面必要かつ執行可能なものについて、平成6年度補正予算による措置が講じられてきている。

今後、これらの施設、文化財等についての本格的な復旧及び埋蔵文化財調査を推進する。

② 学校施設の防災機能の整備

学校施設について、児童生徒等の安全の確保と応急避難所としての役割を踏まえ、防災機能の強化の観点から、補強等の必要な整備を図る。

1 2 農林水産関係施設の復旧等

生鮮食料品等の安定的かつ円滑な供給を図るため、施設全体の地盤沈下等の甚大な被害を受けた神戸市及び周辺の中央・地方卸売市場（中央卸売市場 4 施設、地方卸売市場 6 施設）について、新設された災害復旧制度の活用等により、流通の要となる卸売市場の速やかな復旧を図る。

また、被災した農地（約1,300箇所）、ため池等の農業用施設（約2,800箇所）、林地（約80箇所）、漁港施設（約20港）、農林水産業共同利用施設（約80箇所）等について、激甚災害法の適用等による災害復旧事業の着実な推進を通じて、速やかな復旧を支援する。

さらに、施設災害復旧等についての長期・低利資金の融通等により、被災農林漁業者、食品製造業者・販売業者等の立直りを支援する。

1 3 経済の復興

被災地域の経済復興は、被災者の雇用と生活を守るためにみならず、日本経済の活力維持や東京一極集中是正の観点からも重要である。このため、国としても以下のような施策に取り組み、被災地域の経済の円滑な発展を図るべく、必要な支援を行う。

① 工場及び商業集積等の再建・復興

被災地域の製造業、小売業等に対し、中小企業支援策として、政府系中小企業金融 3 機関の災害復旧貸付の充実等資金調達の円滑化、中小企業事業団の高度化融資等による操業の早期再開、共同化に対する支援等を実施するとともに、中堅・大企業についても、その早急な復旧・復興を図るための支援を行う。

また、まちの核となり、アメニティ、コミュニティの場を提供する質の高い商業集積の構築を図るための支援等を行う。

② 産業関連基盤の整備

工業用水道、情報通信システム等多様な産業関連基盤の整備の推進を通じて、創造的で活力のある事業活動を促進し、経済の再生を図る。また、様々な産業活動を支援するため、国際交流、研究開発、人材育成、情報化等の多様な産業関連基盤プロジェクトについて、民間企業の実態を踏まえながらその活力を活用しつつ、国が支援するための措置を講ずる。

③ 既存産業の高度化・近代化、新分野への進出

既存産業の一層の高度化、近代化を推進するため、事業革新円滑化法等の活用も含め、製品の高付加価値化や新分野への進出に対する支援策を講ずるとともに、地場産業の活性化へ向けた施策を展開する。

④ 新産業の創出・育成

バイオ・新素材関連、医療・健康関連、ファッション・デザイン関連、環境・リサイクル・新エネルギー関連、情報・文化・芸術関連等被災地域で育ちつつある複数の産業の芽を着実に発展させるため、企業の研究開発、交流等への支援を講ずるとともに起業家支援等を推進する。

⑤ 研究開発の推進

被災地域の有する研究開発ポテンシャルを生かしつつ、既存産業の高度化、新産業の創出・育成を推進する観点から、研究開発体制の整備を進めるとともに、産学官共同研究の推進等を含めた研究開発支援に取り組む。

⑥ 高度情報化の推進

被災地域の産業立地・生活拠点としての魅力の向上、防災拠点の強化等の観点から、当該地域における各種情報機能の整備等高度情報化へ向けた施策を推進する。

⑦ 海外企業等の立地促進

被災地域における海外企業等の立地を促進するため、海外企業等との国際交流を図るとともに、立地環境の整備、立地促進支援に取り組む。

⑧ 神戸港における輸入促進のための制度の活用

神戸港を拠点とした経済復興を図るため、F A Z（輸入促進地域）制度の活用及び総合保税地域制度の活用について、地元の意向を踏まえつつ、積極的に対応する。

⑨ イベントの開催

産業復興、産業創出の観点から、被災地域に係る内外関連産業の幅広い交流等を図るための各種イベントの実施を支援する。

⑩ 物流及び観光の復興支援

国際物流拠点都市及び国際観光交流都市としての復興を図るため、物流及び観光に係る施設の整備、国際コンベンション等の観光交流事業の実施等への支援を行う。

1.4 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策

(1) 法的紛争等の早期解決

震災に伴って新たに発生した法的紛争や登記に係る問題の早期解決に資する措置の充実を図る。

(2) 土地取引動向の把握等

今後、被災地域を中心に行われる復興事業の円滑な実施等を図る観点から、投機的土地取引等による急激な地価の上昇を招くことがないよう、地元県・市と十分な連携を図り、土地取引の実態把握や必要な対策の検討等に努め、必要に応じ、監視区域の機動的な指定等、適切な対応を図る。

(3) 阪神・淡路大震災復興基金に係る財政措置

被災者の救援、地域の総合的な復興対策を機動的に進めるため、兵庫県・神戸市が共同して設立した財團法人阪神・淡路大震災復興基金において、住宅対策、産業対策、生活対策、教育対策など行政施策を補完する事業を行うこととしている。この基金に対する県・市の出資、長期貸付金について地方財政措置を講じる。なお、復興宝くじの収益金が基金の財源に充てられる。

(4) 地方公共団体の職員派遣

被災地方公共団体において各種の復旧・復興事業を円滑に実施するため、被災地方公共団体への職員の派遣について、被災地方公共団体の要請に基づき全国の地方公共団体に協力依頼・調整を行う。

(5) 国際フォーラムの開催等

国内外の有識者を招聘したフォーラムの開催など、地元の産学官が中心となって広く世界の知識・経験をまちづくりや経済復興などに生かすために行う事業に

支援・協力する。

1.5 地域の安全と円滑な交通流の確保

交番、交通管制システム等の警察施設・機能の早期復旧を図るとともに、被災地の実態を踏まえた地域安全対策と交通対策を推進し、復興期にかけての地域の安全と円滑な交通流を確保することによって、まちづくりを支援する。

1.6 防災対策

被災地域の復興に当たっては、防災性の高い都市基盤等の整備が重要であり、このため、今次震災の教訓を生かしつつ、被災地を中心に以下の施策を積極的に講ずる。

① 防災軸の整備

災害に強い安全な地域づくりを進めるには、都市の骨格を形成する主要な道路、河川等により防災性の高い空間を整備することが重要である。

よって、延焼を防止し、地域住民の避難路等を確保するため、道路、河川、運河、公園等の公共施設を組み合わせるとともに、都市防災不燃化促進事業等を活用し、特に避難路等の周辺の建築物の不燃化を推進することにより、防災都市基盤としての骨格となる防災軸を整備する。

② 防災拠点等の整備

ア 防災安全街区等の整備

地域全体の防災性を向上するため、面的整備事業等を活用して、災害時に市街地における避難、救援等の防災の拠点として機能する防災安全街区、住宅街区の整備を推進する。

イ 都市公園等の整備

災害時において避難地、仮設住宅用地、ヘリポート等の災害復旧・復興拠点となる都市基幹公園等の防災公園、及び身近な防災拠点となるとともに遊び場の確保や地域コミュニティの醸成等に資する住区基幹公園等、都市公園の整備を推進する。また公園施設としての備蓄倉庫、耐震性貯水槽等、災害応急対策施設を併せて整備する。

ウ 防災拠点の整備

防災活動を効率的に実施し、緊急物資等の輸送及び避難地の確保等に資するため、高度な防災機能と耐震性を備えた官公庁施設や高速道路のインターチェンジ、河川等の周辺、港湾、下水処理場に防災拠点を整備する。

③ 情報通信基盤の整備等

阪神・淡路地域における安全な情報通信基盤の整備を目的とした加入者系光ファイバ網の整備及び電気通信設備等の地中化に対し、支援を行うとともに、防災通信システムの高度化に資する先導的技術開発に取り組む。

④ 災害に強いライフライン共同収容施設等の整備

今回の震災における各種ライフラインの被害の状況等を踏まえ、災害時におけるライフラインの確保の観点から、各種ライフラインの特性等を勘案し、幹線共同溝、供給管共同溝、電線共同溝等のネットワーク整備を各事業者と調整を図りつつ進める。

⑤ 代替エネルギー・システムの整備

災害時における必要エネルギーの代替機能確保のため、地域の防災拠点と連携して、太陽光発電システム等災害時にも有用な環境調和型エネルギー・システムの導入を図る。

⑥ 防災施設等の復旧

被災地域における消防力を回復するため、被害を受けた消防防災施設等の早期復旧を図る。

また、大規模災害時における自衛隊の災害派遣活動に万全を期すため、震災により著しい被害を被った自衛隊施設の早期復旧を図る。

なお、上記の復旧・復興にあたっては、環境保全の考え方を取り込んだまちづくりの推進等環境の保全に配慮を払うものとする。

〔参考〕

今次震災の教訓を生かし、当面、次の施策を行い、防災対策の充実を図る。

(1) 地震予知観測研究等の推進

測地学審議会の建議する地震予知計画に沿って、地震予知推進本部を通じて関係機関間の密接な連携を図りつつ、情報流通の促進、活断層等の観測研究の推進、観測研究体制の充実等を推進する。

また、今後の地震防災に資する基本的なデータの集積、各種試験研究施設の充実・整備、大学等における防災研究の推進、地震防災技術の研究開発の推進を図る。

(2) 防災体制の充実

今後、災害対策のあり方について、災害情報の収集及び伝達体制の確立、事前の防災態勢の確保、非常災害時の政府の体制の充実等を図ることに特に留意し、制度の見直しを含めて全般的な検討を行う。

① 防災基本計画の見直し等

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、今後発生する災害に対し万全な対策をとることができるよう防災基本計画を見直す。また、地域防災計画についても、これを踏まえつつ、地域の実情に即してより実践的なものとなるよう地方公共団体における見直しを推進する。

② 情報収集・伝達体制等の充実・強化

大規模災害時における被災状況の早期把握体制、画像による状況把握システム、被害推定のためのシステムの整備等に努める。

また、災害時において確実な情報の収集・伝達を確保するため、

- ア 通信手段の途絶に備え、他機関からの応援等による通信確保が円滑に行えるよう非常通信訓練の充実、マニュアルの整備等重要通信確保体制の強化
- イ 市町村等の防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、警察通信施設、自衛隊通信施設、建設通信施設など関係各機関における防災に関する情報通信基盤の全国的整備、多重化の推進及び運用体制の強化
- ウ 関係公共機関間の情報連絡体制の確立

を行う。

③ 地域における防災体制の充実・強化

災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、自衛隊等防災関係機関、消防団、住民と連携して、地方公共団体における実践的な防災訓練の推進に努める。

また、地域における土砂災害等の危険箇所の周知徹底や、警戒避難体制の充実、地域住民による消防団、自主防災組織等の育成等ソフト面の方策を講じるとともに、防災センター、コミュニティ消防センターや地域における避難地、備蓄倉庫など重要な防災施設の整備を図る。

(3) 防災活動の充実

防災活動を効果的に実施するため、防災関係各機関相互の連携に留意するとともに、施設設備の整備充実、運用管理体制の強化を図る。

① 救助機能等の強化

国内の大規模災害時において、災害初期における消防・警察・自衛隊・海上保安庁による救出救助活動等を迅速かつ効果的に行うため、資機材の充実等所要の措置を講じる。

また、広域的な活動を迅速に実施するため、消防機関等による緊急消防援助隊（仮称）、先行情報収集、救出救助、緊急交通路の確保を行う警察による広域緊急援助隊（仮称）を整備する。

② 航空防災体制の強化

関係機関において全国的に必要なヘリコプター等の施設設備の整備を図るとともに、災害時に迅速かつ効率的に運行できるよう広域的な体制の整備を推進する。

③ 広域的な交通管理体制の充実

広域的な交通規制等による緊急輸送路の確保、迂回誘導等を行うための交通管理体制等の充実に努める。

④ 消防防災施設等の整備

大規模災害時における消防・防災活動を確保するため、消防防災施設等について整備を行う。

特に耐震性貯水槽の整備など地震に対応した整備を推進する。

(4) 災害医療体制の充実

災害医療を中心とした臨床研究、教育・研修及び広域災害発生時の診療を行うことを目的とする広域災害医療の基幹施設（国立病院東京災害医療センター（仮称））の整備をはじめ災害医療体制の充実を図る。

(5) 災害時のボランティア活動への支援方策の具体化

災害発生時におけるボランティア活動の役割、支援のあり方等について検討し、その具体化を図る。

(6) アジア防災政策会議

アジア・太平洋地域の各国、防災に关心を寄せる先進諸国の防災担当閣僚等の参加を得て、アジア・太平洋地域の防災対策強化のための施策について検討し、今後の防災政策の方向を定めるため「アジア防災政策会議」を開催する。

阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針

平成 7 年 7 月 28 日

阪神・淡路復興対策本部

阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針

阪神・淡路復興対策本部

1. 政府は阪神・淡路大震災発生以来、被災地の一日も早い復旧・復興を目指し、国の取りうる政策手段を最大限活用して取り組んできた。

4月28日には、阪神・淡路復興委員会の意見を踏まえ、「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講すべき施策」を決定し、復旧・復興施策について当面必要となる施策を早急に講ずる等、これまでに16本の特別立法措置や合わせて2兆4,500億円を超える2度の補正予算を編成するなど迅速かつ的確に必要な施策を実施してきた。

2. 地元兵庫県は、このほど、被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復旧・復興を目指して2005年を目標とする復興計画を策定した。この復興計画は、地元が主体となりとりまとめたもので、復興に向けて広範な分野の課題に応え、総合的に、実施すべき施策をまとめたものとなっている。

なお、復興計画には、既に実施中のもの、計画中のもの、構想中のもの等種々の事業が盛り込まれているので、計画を実施していくに当たっては、国・県・市町・民間の各事業主体が相互に連絡をとって、全体として円滑な執行が図られるよう個々の事業の着手・進捗等について十分に調整していく必要がある。

3. 阪神・淡路復興委員会は、復興計画について審議を重ね、7月18日に同委員会意見が政府に提出された。

政府としては、この意見を踏まえ、復興計画の実現を最大限支援することとする。

復興計画の実現に当たって、政府は、緊急を要するものから順次、重点的に、

具体的支援措置を講ずることとする。特に、復興計画に盛り込まれた復興事業のうち、復興計画の前期 5 年において、被災地域のおかれた状況の下で、復興にとって緊急かつ必要不可欠な施策を復興特別事業として位置づけ、その円滑な実施に必要な特段の措置を講じ、それら事業の着実な実施に全力を注ぐこととする。

4. 阪神・淡路地域の復興に当たっては、当該地域の我が国経済社会における役割や地域の有するポテンシャル及び同地域に期待される将来像を踏まえる必要がある。

関西圏においては、関西国際空港の開港、関西文化学術研究都市、明石海峡大橋等の大規模プロジェクトの進展、さらには大阪湾ベイエリアの総合的な整備の推進など、近畿圏全体、我が国全体の発展を牽引する地域として、そのポテンシャルが高まってきている。

阪神・淡路地域は、このような関西圏の中において、人口及び産業の高い集積を有しており、我が国最大の国際海上コンテナ基地である神戸港をはじめとする物流機能、産業機能、観光機能、コンベンション機能、国際交流機能、文化創造機能等の高次都市機能を有する中枢都市圏として、関西圏さらには我が国経済社会の発展を牽引してきたところである。また、東西交通の大動脈を形成している地域もある。

一方、我が国の経済構造が大きな変革期を迎えており、阪神・淡路地域を取り巻く経済的環境は厳しさを増しつつあり、この度の震災によりこうした動きが加速されることも懸念されているが、阪神・淡路地域は、こうした厳しい環境を乗り越え、今後とも、安全、快適で魅力と活力にあふれた世界都市関西の形成に向けてその一翼を担うことが期待されており、この地域の一日も早い復興は、我が国の将来にとっても極めて重要な課題である。

5. 政府としては、阪神・淡路地域に関するこのような基本認識のもと、「生活の再建」、「経済の復興」及び「安全な地域づくり」を復興の基本的課題として取

り組んでいくこととする。

復興のための各種施策は互いに関連をもって計画、実施されていくべきものと考えられるが、まず、被災者が新たな生活への意欲を持つことができるよう、「生活の再建」が重要であり、市民生活の安定を図るための施策を早急に講じる必要がある。また、市街地の復興とともに、新しい文化的環境を創造していく必要がある。

次に、雇用の確保と安定を図り、地域を活性化していくための「経済の復興」が重要であり、インフラ整備と併せ、きめの細かい、かつ総合的な産業支援施策を講じる必要がある。また、「経済の復興」は単に震災前の状態に戻すことによって達成されるものではなく、阪神・淡路地域の経済社会が将来に向けより一層の活力をもつように努めていくことが必要である。

第三に、今回の大震災の教訓を踏まえた「安全な地域づくり」が重要であり、防災性、快適性、利便性を備えた地域の構造的基盤の形成を図るとともに、環境に配意し、高齢者、障害者にきめ細かく配慮した安全で魅力ある地域づくりを進めていくことが必要である。

阪神・淡路地域の復興は、人口、産業が集中した大都市地域直下型地震からの復興として国内外から注目を浴びており、その成果がこの地域だけでなく、我が国の経済社会の発展のシンボルとして、我が国全体にもたらされるよう、技術的、経済的な能力を結集して、復興を実現させる必要がある。

6. 復興特別事業は、次のような課題に対応するものとする。

まず第一に、「生活の再建」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「被災により生じた生活の困窮を緩和するために『医・職・住』に関する総合的な対策」及び「新しい文化的環境を創造するための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ 被災者の居住の安定のための住機能の充実
- ・ 被災者への就職支援等による雇用の安定の確保

- ・ 被災要介護高齢者等の支援策の充実
- ・ 災害時にも対応できる医療供給体制の充実
- ・ 教育活動の回復のための諸施設の復旧
- ・ うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援等である。

第二に、「経済の復興」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「産業の復興による雇用の確保と安定のための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ 経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備
- ・ 経済復興に資する産業支援体制の整備

等である。

第三に、「安全な地域づくり」のための諸施策である。復興委員会意見においては、「防災性、快適性、利便性を持つ都市の構造的基盤を構成するために、ライフラインの共同施設、緑の回廊等の整備をモデル的、重点的に実施するための総合的な対策」及び「環境に配意した新しいクルマ社会を構築するための総合的な対策」が課題とされている。

具体的には、

- ・ オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり
- ・ 防災性を有するライフラインの整備
- ・ 応急災害対策に資する公共施設の整備

等である。

資料 6

補正予算等において措置された阪神・淡路大震災等関係経費の概要

平成6年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費 10,223億円
 平成7年度第1次補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費 14,293億円
 平成7年度第2次補正予算における阪神・淡路大震災等関係経費 7,782億円
 (このほか、平成6年度予備費の使用〔148億円〕、平成7年度公共事業予算の配分重点化による措置
 [約1,300億円]等も講じられている。)

「阪神・淡路地域の復旧・復興に向けての考え方と当面講るべき施策」(4月28日阪神・淡路復興対策本部決定)の項目	平成7年度第1次補正予算	平成6年度第2次補正予算等
1 被災地における生活の平常化支援	466億円	1,293億円 〔6年度予備費 148億円〕
2 がれき処理	1,357億円	343億円 〔7年度配分重点化 21億円〕
3 二次災害防止対策	127億円	96億円 〔7年度配分重点化 15億円〕
4 港湾機能の早期回復等	3,671億円	1,199億円 〔7年度配分重点化 68億円〕
5 早期インフラ整備	3,725億円	4,371億円 〔7年度配分重点化 495億円〕
6 耐震性の向上対策等	465億円	1,98億円 〔7年度配分重点化 382億円〕
7 住宅対策	969億円	869億円 〔7年度配分重点化 185億円〕
8 市街地の整備等	239億円	1,50億円 〔7年度配分重点化 62億円〕
9 雇用の維持・失業の防止等	105億円 (外、労働保険特別会計 964億円)	-
10 保健・医療・福祉の充実	431億円	1,73億円
11 文教施設の早期本格復旧等	962億円	1,54億円
12 農林水産関係施設の復旧等	252億円	1,72億円 〔7年度配分重点化 10億円〕
13 経済の復興	1,184億円	609億円
14 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策	15億円	-
15 地域の安全と円滑な交通流の確保	24億円	66億円
16 防災対策	228億円	65億円 〔7年度配分重点化 90億円〕
その他	72億円	463億円

「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（7月23日阪神・淡路復興対策本部決定）の項目	平成7年度第2次補正予算
1 「生活の再建」のための諸施策	
(1) 被災者の居住の安定のための住機能の充実	3,226億円
(2) 被災要介護高齢者等の支援策の充実	48億円
(3) 教育活動の回復のための諸施設の復旧	202億円
(4) うるおいとやすらぎのある生活環境をとり戻すための文化活動への支援	1億円
(5) その他	1,176億円
2 「経済の復興」のための諸施策	
(1) 経済復興を支える交通・情報通信インフラの整備	142億円
(2) 経済復興に資する産業支援体制の整備	257億円
(3) その他	397億円
3 「安全な地域づくり」のための諸施策	
(1) オープンスペースとリダンダンシー確保のための交通インフラとを兼ね備えた安全で快適なまちづくり	1,977億円
(2) 防災性を有するライフラインの整備	123億円
(3) 応急災害対策に資する公共施設の整備	211億円
(4) その他	17億円
4 その他	4億円

(注) 端数整理の関係で各項目の合計と総額とは一致しない。

「阪神・淡路地域復興国際フォーラム」

【テーマ】

「国際的な視点から見た阪神・淡路地域の将来像」

【趣旨】

阪神・淡路復興委員会の提言を踏まえ、阪神・淡路地域の復興について内外の専門家等による国際フォーラムを開催し、その成果を、地域の特性を生かし人にやさしく活力に満ちた地域社会の構築に活かすことにより、阪神・淡路地域の復興に資する。

【開催日】

平成7年9月13日(水)～9月14日(木)

【会場】

ホテル・オークラ神戸

(神戸市中央区波止場町2-1 TEL 078-333-0111)

【内容】

[9月13日] 9:00-17:00 まちづくりフォーラム

13:00-18:00 産業復興フォーラム

[9月14日] 14:00-17:30 総合フォーラム

(歓迎レセプションは9月12日 17:45-19:15 に開催)

【主催】

総理府阪神・淡路復興対策本部、国土庁、通商産業省、兵庫県、神戸市、

関西経済連合会、神戸商工会議所

【後援】

NHK神戸放送局、神戸新聞社、(株)サンテレビジョン、兵庫FMラジオ放送(株)、
(株)ラジオ関西

【実施・協力】

Institute of Public Administration (IPA)、日本貿易振興会(JETRO)、
さくら総合研究所(SIR)

まちづくりフォーラムの概要

《テーマ》「国際的な視点から見た阪神・淡路地域のまちづくりについての将来像」

《日 時》平成7年9月13日(水) 9:00~17:00

《場 所》ホテル・オークラ神戸 「平安の間」

《内 容》

災害に強い復興まちづくりを基調としつつ、以下の3つの視点を中心として討議・提言等を行う。

- ①人にやさしく安全で美しいまちづくり
- ②都市活力再生のためのまちづくり
- ③外国人が暮らしやすく活動的なまちづくり

《構 成》

■ 9:00-9:10 開会挨拶 笹山 幸俊氏 神戸市長

■ 9:10-10:00 基調講演

- ①「我が国経済社会の先導的課題解決としての震災復興」
新野幸次郎氏 神戸大学名誉教授
- ②「阪神・淡路地域の将来像についての海外から見た期待」
デビッド・マン氏(米:N.Y) IPA所長

■ 10:00-13:00 フォーラムⅠ

海外専門家のまちづくりについての経験、知見を阪神・淡路地域の将来像に活かす観点から、国内外の専門家が意見交換を行い、阪神・淡路地域の長期的なまちづくりについて提言する。

座 長：伊藤 滋 氏

慶應義塾大学教授

副座長：デビッド・マン 氏(米:N.Y)

IPA所長

パネリスト：カーチス・ディビス 氏(米:ボストン)

マサチューセッツ州高速道路局セントラル・アトランティック・オフィス計画技術部長

リュー・タイ・カー 氏(シンガポール)

RSP建築・都市・土木コンサルティング会社取締役

アン・ページ 氏(英)

ロンドン・リサーチセンター所長

ケネス・トッピング 氏(米:L.A)

トッピング・ジェイクス・コンサルタント主宰

趙 民 氏(中国:上海)

同濟大学都市計画学部副学部長

一番ヶ瀬康子氏

東洋大学教授

大田 弘子 氏

大阪大学客員助教授

今野 修平 氏

大阪産業大学教授

■ 14:00-16:50 フォーラムⅡ

阪神・淡路地域の有識者等が、フォーラムⅠの提言等を参考として意見交換を行い、阪神・淡路地域の長期的なまちづくりについて提言する。

座 長：三木 信一 氏

神戸商科大学学長

パネリスト：小川 卓海 氏

神戸市助役

堯天 義久 氏

神戸大学名誉教授

小久保正雄 氏

北淡町長

鈴木 洋子 氏

コープこうべ開発本部、大阪市立大学非常勤講師

芹田健太郎 氏

神戸大学大学院国際協力研究科長

溜水 義久 氏

兵庫県副知事

米田 准三 氏

神戸商工会議所副会頭

■ 16:50-17:00 閉会挨拶 五十嵐 健之氏

国土庁大都市整備局長

産業復興フォーラムの概要

《テーマ》「国際的な視点から見た阪神・淡路地域における都市産業の再生」
(一外国企業の誘致、新規産業の創出を通じた構造転換期における産業復興一)

《日 時》平成7年9月13日(水) 13:00~18:00

《場 所》ホテル・オークラ神戸 「平安の間」

《内 容》

阪神・淡路地域におけるファッション、情報・通信等の新たな産業について、海外においての現状、将来像を参考しながら、主として次の2点について国内外の専門家が討議・提言等を行う。

- ①阪神・淡路地域における情報、生活・文化産業の発展に向けた課題
- ②産業復興のための基盤整備及び国際的な産業協力の推進の課題

《構 成》

■ 13:00-13:10 開会挨拶	牧 冬彦氏	神戸商工会議所会頭
■ 13:10-13:40 基調講演 I 「海外における産業復興、新規産業の創出について」	アリ・サセニアン氏(米)	カリフォリニア大学バークレー校助教授
■ 13:40-16:25 テーマ別セッション ①テーマ I 阪神・淡路地域における情報、生活・文化産業の発展に向けた課題	座長: 林 敏彦 氏 報告者: ピエール・ボートリ氏(仏) スコット・グラゴ氏(米) トマス・オッジンジャー氏(米) パネリスト: 鬼塚喜八郎氏 貝淵 俊二氏 三原 松樹氏	大阪大学教授 エス・ビー・エイ社社長 ペシフィック・ペル社 マネージャー U.S. コンストラクション リンク社社長 (財) 神戸ファッション協会会长 NTT 常務取締役・関西支社長 東急ホーム社長
②テーマ II 産業復興のための基盤整備及び国際的な産業協力の推進の課題	座長: 林 敏彦 氏 報告者: アラム・マラット氏(香港) ピーター・ターリク氏(英) 楊 宇光 氏(中国: 上海) パネリスト: 緒方 学 氏 川元 彰夫氏 牧 冬彦 氏	大阪大学教授 ワーコン海運グループ取締役 トックラズ開発公社取締役 復旦大学世界経済研究センター教授 神戸市助役 P&G Far East Inc. 専務取締役 神戸商工会議所会頭
■ 16:25-16:55 基調講演 II 「阪神・淡路地域における産業復興について」	堺屋 太一 氏	作家
■ 16:55-17:50 総括セッション	テーマ 外国企業から見た阪神・淡路地域の企業立地上の魅力と課題 座長: 林 敏彦 氏 パネリスト: 鬼塚喜八郎氏 ピーター・ターリク氏 芦尾 長司氏 岩田 清泰氏 川上 哲郎氏	大阪大学教授 第1セッションパネリスト代表 第2セッションパネリスト代表 兵庫県副知事 近畿通商産業局長 関西経済連合会会长
■ 17:50-18:00 閉会挨拶	鈴木 孝男 氏	通商産業省環境立地局長

総合フォーラムの概要

《テーマ》「国際的な視点から見た阪神・淡路地域の将来像」

《日 時》平成7年9月14日(木) 14:00~17:30

《場 所》ホテル・オークラ神戸 「平安の間」

《内 容》

「まちづくりフォーラム」、「産業復興フォーラム」の報告を素材として、阪神・淡路地域の将来像について各フォーラムの代表者等が意見交換を行い、本フォーラム全体の成果を広く発信し共有する。

《構 成》

■ 14:00-14:10 開会挨拶 貝原 俊民 氏 兵庫県知事

■ 14:10-14:30 プレゼンテーション

■ 14:30-15:30 各フォーラムの報告

①まちづくりフォーラムⅠの報告(代表:伊藤 滋 氏)

②まちづくりフォーラムⅡの報告(代表:三木 信一氏)

③産業復興フォーラムの報告(代表:林 敏彦 氏)

■ 15:30-17:20 フリー・ディスカッション

座長: 下河辺 淳氏	東京海上研究所理事長
パネリスト: 伊藤 滋 氏	まちづくりフォーラムⅠ代表
デビッド・マン氏	まちづくりフォーラムⅠ代表
三木 信一氏	まちづくりフォーラムⅡ代表
鈴木 洋子氏	まちづくりフォーラムⅡ代表
林 敏彦 氏	産業復興フォーラム代表
ピーター・ターリク氏	産業復興フォーラム代表
貝原 俊民氏	兵庫県知事
笹山 幸俊氏	神戸市長

■ 17:20-17:30 閉会挨拶 三井 康壽 氏 阪神・淡路復興対策本部事務局長
(国土事務次官)

(参考) 欽迎レセプション

《日 時》平成7年9月12日(火) 17:45~19:15

《場 所》ホテル・オークラ神戸 「平安の間」

《構 成》

■ 17:45-18:15 主催者挨拶 池端 清一氏 阪神・淡路復興対策担当大臣

貝原 俊民氏 兵庫県知事

笹山 幸俊氏 神戸市長

海外招聘者紹介及び代表者挨拶

デビッド・マン氏(M:N.Y.) IPA所長

乾 杯 川上 哲郎氏 関西経済連合会会长

■ 18:15-19:10 懇 談

■ 19:10-19:15 閉会挨拶 牧 冬彦 氏 神戸商工会議所会頭

4 委員長に事故がある場合における前二項の規定の適用については、阪神・淡路復興委員会令（平成七年政令第一四四号）第三条第二項に規定する委員は、委員長とみなす。

（意見の開陳等）

第三条 特別顧問は、委員会に出席して意見を述べることができる。

第四条 委員長は、適切と認められる者に対して、委員会への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（委任規定）

第五条 この規則に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成七年一月十六日から施行する。

阪神・淡路復興委員会規則第一号

規則を次のように定める。

阪神・淡路復興委員会令（平成七年政令第一一四号）第六条の規定に基づき、阪神・淡路復興委員会運営規則を次のように定める。

平成七年一月十六日

阪神・淡路復興委員会委員長

阪神・淡路復興委員会運営規則

（委員会の招集）

第一条 阪神・淡路復興委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が招集する。

（議事）

第一条 委員会は、委員長及び三人以上の委員の出席がなければ、開くことができない。

2 委員は、委員長の了解を得て、代理の者を出席させることができる。

3 議事は、原則として、出席委員全員の一一致により決するものとする。ただし、出席委員全員の一一致が見られない場合にあっては、委員長の裁断により、出席委員の過半数によつて決することができる。

(雑則)

第六条 この政令に定めるもののはか、議事の手続その他委員会の運営に關し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年政令第三十三号)

この政令は、公布の日から施行する。

2 特別顧問は、委員会の調査審議事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員及び特別顧問は、非常勤とする。

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第四条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、總理府阪神・淡路復興対策本部の事務局において内閣総理大臣官房内政審議室及び国土庁大都市圈整備局の協力を得て処理する。

阪神・淡路復興委員会令

平成七年二月十五日

政令第二十四号

改正 平成七年一月二十一日

政令第三十三号

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（組織）

第一条 阪神・淡路復興委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人をもって組織する。

2 委員会に、特別の事項について国家的見地から意見を述べさせるため必要があるときは、特別顧問を置くことができる。

（委員及び特別顧問）

第二条 委員は、学識経験のある者の中から、内閣総理大臣が任命する。

復興委員会

公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に
関し総合調整を要する事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣
総理大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、同項に定める審議会等に關し必要な事項については、別に政令で定めることによる。

附 則

4 第十八条第一項の表に掲げる審議会等のうち、阪神・淡路復興委員会は、平成八年一月十四日まで置
かれるものとする。

附 則（平成七年政令第一二三号）

この政令は、公布の日から施行する。

総理府本府組織令（抄）

昭和二十七年八月三十日

政令第三五百七十二号

阪神・淡路復興委員会関係改正 平成七年一月十五日

政令第二十三号

(審議会等)

第十八条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の表の上欄に掲げる審議会等を置き、これらの審議会等の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(略)

(略)

阪神・淡路

内閣総理大臣の諮問に応じて、平成七年の兵庫県南部地震による災害に関し、関係地方

